

平成19事業年度 業務実績報告書

自 平成19年 4 月 1 日
至 平成20年 3 月 3 1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と中小企業退職金共済事業との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、内外の人事交流の推進等に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 イ 当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の組織体制を整備するとともに、中期計画の遂行状況を踏まえて、柔軟に見直しを行う。</p> <p>ロ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>ハ 職員の資質の向上を図るため、毎年度少なくとも4回程度の企業会計、資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するとともに、当該分野等の資格取得を支援する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 イ 業務運営の効率化、業務実施コストの削減等を実施するため、組織・業務全般の見直し方針に留意しつつ、組織・人員体制の見直しを検討する。</p> <p>ロ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求める。</p> <p>ハ これまでの研修結果を踏まえ、業務運営の中核的人材の育成を含めた19年度研修計画を策定、実施する。また、業務に関連する分野の資格取得を資金面等から支援する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)中期計画に基づき平成19事業年度計画を厚生労働大臣に届出るとともに、ホームページで公表した。 また、厚生労働大臣から機構の中期目標(第2期)の指示を受け、機構の中期計画(第2期)の認可申請及び平成20事業年度計画の届出を厚生労働大臣宛に行うとともに、ホームページで公表した。</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 イ 組織・業務の効率化を図るため、一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)本部の企画調査役の事務所掌を見直した(4/1)。 退職金未請求者の縮減に取り組むため、中退共本部に給付推進室を設置することを決定した(20/4/1設置)。</p> <p>ロ 資質の高い人材の確保のため、平成20年度の職員採用の募集時期を例年より早めて行った(募集開始 5/1~)。 募集に当たっては、公共職業安定機関や大学だけでなく専門学校に対しても採用案内を送付するとともに、機構ホームページに掲載した。 また、平成21年度の職員採用に当たっては、民間企業における新卒(平成21年卒)採用見通しが、引き続き増加傾向にある中で、資質の高い人材の確保が一層困難となることが予想されたことから、ホームページにおける採用案内の掲載内容を、学生等からみて、親しみやすく、若手職員の仕事内容がイメージできるよう、若手職員からのメッセージを掲載するよう見直しを図ることとした。</p> <p>ハ 各職務階層別の研修及び資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を体系化した能力開発プログラムに基づき、18年度の実施結果を踏まえて策定した19年度研修計画を策定し、以下の研修を実施した。 (添付資料① 能力開発プログラムの概要) 97 講座・737名参加 ① 基本研修(各職務別)17講座・514名 i 組織開発・全体研修(5講座) ii 節目研修(11講座) iii 専門能力等研修(1講座) ② 実務研修(各部門別)80講座・223名 i 人事・会計関係(32講座) ii 資金運用関係(44講座) iii システム関係(3講座) iv 給付業務関係(1講座)</p> <p>中核的人材育成を目的として、課長級職員を対象に、現在機構が直面している様々な課題に対して、その解決方法を論理的思考により構築させ、役員に対して効果的にプレゼンテーションするトレーニング研修を実施した。 保険数理の専門的知識を付与するため、7か月間「アクチュアリー講座」を受講させた。</p> <p>また、業務に関連する分野の資格取得を資金面等から支援するため、以下の受検料等への補助を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・社会保険労務士試験(国家試験)</td> <td>合格者1名</td> </tr> <tr> <td>・日本商工会議所簿記検定試験(3級)</td> <td>合格者1名</td> </tr> <tr> <td>・ビジネス実務法務検定試験(2級)</td> <td>合格者1名</td> </tr> <tr> <td>・ビジネス実務法務検定試験(3級)</td> <td>合格者3名</td> </tr> <tr> <td>・B A T I C(国際会計検定試験)Subject1</td> <td>合格者1名</td> </tr> <tr> <td>・キャリアコンサルタント試験((社)日本産業カウンセラー協会)</td> <td>合格者1名</td> </tr> </table>	・社会保険労務士試験(国家試験)	合格者1名	・日本商工会議所簿記検定試験(3級)	合格者1名	・ビジネス実務法務検定試験(2級)	合格者1名	・ビジネス実務法務検定試験(3級)	合格者3名	・B A T I C(国際会計検定試験)Subject1	合格者1名	・キャリアコンサルタント試験((社)日本産業カウンセラー協会)	合格者1名
・社会保険労務士試験(国家試験)	合格者1名														
・日本商工会議所簿記検定試験(3級)	合格者1名														
・ビジネス実務法務検定試験(2級)	合格者1名														
・ビジネス実務法務検定試験(3級)	合格者3名														
・B A T I C(国際会計検定試験)Subject1	合格者1名														
・キャリアコンサルタント試験((社)日本産業カウンセラー協会)	合格者1名														

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																						
<p>(2) 内部進行管理の充実 職員の意識改革を図るとともに、業務の遂行状況を機構として組織的かつ定期的に管理し、必要な措置を講ずること。</p>	<p>ニ 効率的かつ柔軟な人員体制の確立と幅広い職務経験を通じた職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 独立行政法人制度の趣旨を踏まえて職員の意識改革を図る。業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>ニ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に、若年層については、その資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を幅広く行う。</p> <p>ホ 年金積立金管理運用独立行政法人との交流実績を踏まえ、資産運用を担う人材育成のあり方を検討する。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 イ 19年度計画の実施事項及び19年度計画の進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。</p> <p>ロ 四半期ごとに業務推進委員会を開催し、年度計画の進捗状況等の検証を行う。</p> <p>ハ 資産の運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検証するため、資産運用担当役員で構成する資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。</p>	<p>ニ 人事評価結果を活用しつつ、職員の能力・適性・経験等を踏まえて適材適所の人事配置をした。 ・職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるため、若年層については機構内の人事異動を幅広く行った。 ・将来のキャリア形成及び実務知識について総合的に勘案し、マネジメント能力等の優れた人材を管理職に登用するなど、適材適所の人事異動を行った。</p> <p>ホ 年金積立金管理運用独立行政法人へ出向させた職員を資金運用部署へ配置するとともに、資産運用を担う人材育成の今後のあり方について検討を行った。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 イ 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や計画実施に当たり、各課(室)で役割分担をした上で、計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から共済制度への加入・脱退状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。</p> <table border="1" data-bbox="1555 926 2694 1035"> <thead> <tr> <th></th> <th>理事会 (機構)</th> <th>幹部会 (中退共)</th> <th>部内会議 (建退共)</th> <th>部内連絡会議 (清退共)</th> <th>部内連絡会議 (林退共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>15回(注2) (毎月)</td> <td>12回(注3) (毎月)</td> <td>23回 (隔週)</td> <td>12回 (毎月)</td> <td>12回 (毎月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 開催回数欄の括弧内は、原則の開催時期 (注2) 理事会のほか、役員のみによる打ち合わせ会議を原則毎月1回開催 (注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施</p> <p>ロ 年度計画の進捗状況については、役員等で構成する業務推進委員会を開催し、各事業本部等からの18事業年度実績報告、暫定期間実績報告に関する審議及び19事業年度の四半期における項目ごとの進捗状況等の報告を受け、年度計画の検証を行った。</p> <p>【主な措置】 ・四半期ごとの予算執行状況、予定外の必要経費を踏まえ、経費節減の指示 ・新規加入者の状況を随時把握し、各事業本部の達成状況に即した対応策について審議するなどして加入促進を強化 ・次期中期計画での加入促進対策について、各事業を取巻く環境を考慮した対策を立てるよう指示</p> <p>○19年度は業務推進委員会を5回開催した。 4/24～26 「18事業年度実績報告(速報)」「暫定期間実績報告(速報)」に基づき審議 6/11 機構の「18事業年度実績報告書(案)」「暫定期間実績報告書(案)」の審議 7/25、8/1～2 19事業年度第1・四半期の進捗状況の報告に基づき審議 10/16～19 19事業年度上半期進捗状況及び下半期計画の報告に基づき審議 1/21～22 19事業年度第3・四半期の進捗状況の報告に基づき審議</p> <p>ハ 資産運用の実施に当たっては、事業本部ごとに資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の運用資産・評価損益状況等の把握を行うとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1581 1719 2668 1829"> <thead> <tr> <th>資産運用委員会</th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>12回 (毎月)</td> <td>4回 (四半期毎)</td> <td>6回 (四半期毎)</td> <td>5回 (四半期毎)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 開催回数欄の括弧内は、原則の開催時期</p>		理事会 (機構)	幹部会 (中退共)	部内会議 (建退共)	部内連絡会議 (清退共)	部内連絡会議 (林退共)	開催回数	15回(注2) (毎月)	12回(注3) (毎月)	23回 (隔週)	12回 (毎月)	12回 (毎月)	資産運用委員会	中退共	建退共	清退共	林退共	開催回数	12回 (毎月)	4回 (四半期毎)	6回 (四半期毎)	5回 (四半期毎)
	理事会 (機構)	幹部会 (中退共)	部内会議 (建退共)	部内連絡会議 (清退共)	部内連絡会議 (林退共)																				
開催回数	15回(注2) (毎月)	12回(注3) (毎月)	23回 (隔週)	12回 (毎月)	12回 (毎月)																				
資産運用委員会	中退共	建退共	清退共	林退共																					
開催回数	12回 (毎月)	4回 (四半期毎)	6回 (四半期毎)	5回 (四半期毎)																					

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
		<p>ニ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会に、18年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>〈一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業・建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業〉</p> <p>○ 加入促進対策会議を四半期毎に開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。</p>	<p>ニ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を4回開催し、資産運用評価のあり方について審議するとともに、事業本部ごとに18年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。</p> <p>第1回 5/8 「資産運用評価のあり方」について意見交換、指摘事項のフォローアップ 第2回 6/27 「平成18事業年度資産運用結果」の報告 第3回 7/5 「平成18事業年度運用目標等の部分に関する評価報告書(案)」の審議 7/18 「平成18事業年度運用目標等に関する評価報告書」の決定 第4回 9/20 「平成18事業年度資産運用結果全般にわたる個別具体的な評価について」の審議 10/30 「平成18事業年度に係る資産運用結果に対する評価報告書」を公表</p> <p>中退共事業においては、資産運用評価委員会から運用に当たっての留意事項とされた、「委託運用について、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえ、パフォーマンス改善に努めること」については、運用スタイルごとの評価を参考指標・同種ファンドとの比較により実施すること及び資産間リバランス基準の見直しの検討をしている。</p> <p>清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業及び林業退職金共済(以下「林退共」という。)事業においては、他の事業本部との連携、情報交換をより一層拡大する等の指摘を受け、他の事業本部の資産運用委員会に出席し、情報を入手する機会が拡大した。</p> <p>〈中退共事業・建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業〉</p> <p>○ 原則四半期ごとに開催する加入促進対策委員会において、年度計画に基づく対策の遂行状況及び加入実績の把握を組織的に管理するとともに、次の四半期の対策及び次年度計画の審議を行った。</p> <p>○ 中退共事業においては、</p> <p>① 19年5月に費用対効果の観点から個別対策を見直すため、18年度に加入した共済契約者(適格退職年金制度から移行した共済契約者を除く。)を対象に、「加入動機についてのアンケート調査」を実施した。</p> <p>② アンケート調査の結果を踏まえ、加入促進効果が見込まれる社労士等の士業に対する啓発強化のため、社労士会へ協力依頼し、社労士会の総会等各種会議での働きかけを強化するとともに、今後の加入促進の方策を探るため、20年度に全国社労士会連合会、東京及び大阪社労士会との普及促進会議開催を企画することとしている。また、ホームページに委託事業主団体専用ページを開設した。</p> <p>③ 追加加入数の変動要因等を分析し、これに応じた施策を展開すべきとの指摘がなされ、20年度に既加入企業に対しアンケートによる意識調査を実施することとしている。</p> <p>○ 建退共事業においては、</p> <p>① 個別事業主に対する加入勧奨の拡充を図った(60社→100社)。</p> <p>② 未加入事業主に対するダイレクトメールについて、年間実施予定分(2,300件)を前倒しして実施(4月・5月)し、さらに、2月に追加実施(1,704件)した。</p> <p>【加入促進対策委員会の開催】 中退共事業4回(6/15、9/14、12/14、3/14) 建退共事業3回(5/29、9/4、12/11)</p> <p>〈未請求・長期未更新対策について〉</p> <p>○ 中退共事業においては、退職金等未請求者を縮減するため、19年7月に関係役員及び部長等で検討委員会を設け、対応策を検討するとともに実施状況を検証した(12回開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月から平成14年度退職者で退職金等未請求者について、事業主を通じて住所情報を入手し、未請求者に機構から直接請求を要請する取組を開始した。 ・10月以降はフリーコールを設置し、退職者からの照会に対応した。 ・20年度以降の未請求者縮減対策を取りまとめた。 <p>○ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、長期間共済手帳の更新のない被共済者について最終更新事業主を通じて住所情報を入手し、手帳の更新又は退職金の請求を要請する取組を実施するとともに、20年度以降の長期未更新者縮減対策を取りまとめた。</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>(3) 事務の効率的な処理 事務処理の簡素化・迅速化を図ること。また、事務等の電子化・ペーパーレス化を進めるなど、事務管理の効率化を図ること。 特に、契約締結、退職金給付等の退職金共済事業に係る業務・システムの最適化のため、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、当該業務・システムの監査、刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ平成19年度末までに当該業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。</p>	<p>(3) 事務の効率的な処理 イ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、少なくとも各年度に1回事務処理について点検し、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>ロ 事務処理の電子化・ペーパーレス化については、個別の事務処理手続のオンライン化を行い、事務処理の効率化を図る。特に、機構と建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務委託先のオンラインの整備を平成16年度末までに行う。</p> <p>ハ 契約締結、退職金給付等の退職金共済事業に係る業務・システムの最適化のため、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。</p>	<p>(3) 事務の効率的な処理 イ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から事務処理について点検を行い、点検結果に基づき、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>ロ 機構LANの効率的な活用方法について更に検討を行い、ガイドラインを徹底することにより、ペーパーレス化を促進する。</p> <p>ハ 退職金共済業務・システムの監査、刷新可能性調査の結果を踏まえ、19年度中のできる限り早い時期に退職金共済業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。</p>	<p>(3) 事務の効率的な処理 イ 事務処理・手続等について、簡素化・迅速化を図る観点から事務処理・手続等の点検を19年度も引き続き行い、点検結果に基づき、必要に応じてその見直しを行った。 事務処理 点検件数 584件 見直し件数 65件（参考：18年度点検件数 577件、見直し件数 80件）</p> <p>【主な見直し事項】 ①電子化等による事務の効率化 ・被共済者名より該当する被共済者番号の全抽出システム化(中退共) ・宛名ラベルのデータ管理につき、行政機関データと委託事業主団体データの管理を同一化（中退共） ・被共済者加入通知書システム化準備及びマニュアル整備(中退共) ・画像検索システムの運用開始(建退共) ・共済契約者管理業務(点検措置)に係るシステム(建退共NET)の見直し(建退共) ・特別業務経理の会計伝票の電子化（清退共） ・退職金支払業務の特別処理に係る振込通知書の電子化(清退共) ②その他 ・天災等による掛金の納付期限に関する業務のマニュアル作成・見直し(中退共) ・退職金未請求業務のマニュアル作成(中退共) ・宛名ラベルの印書、送付先一覧表の作成などのマニュアル作成(中退共) ・退職金請求審査業務のマニュアル見直し(建退共) ・任意組合認定処理業務に係る公印の省略(建退共) ・共済契約申込があった場合、電話等により加入動機の把握（清退共） ・相談応答業務のマニュアル見直し(清退共) ・共済契約申込書に「加入動機」の記入欄を新設（林退共）</p> <p>ロ 新たな機構LAN参加者に対し、文書共有サーバー・回覧システム及びメールの使用方法を周知した。また、機構LANの活用状況を各部署から収集し、更に検討を加え事務処理の効率化・ペーパーレス化を促進するため役職員に周知した。 事務処理の効率化及び情報の共有化を図るため、機構LANパソコン未保有の職員全員に機構LANパソコンを導入した。</p> <p>【コピー用紙使用料】 対14年度(特殊法人最終年度)比 107.0%</p> <p>19年度においては、独立行政法人評価委員会・第1期中期目標期間終了時における業務見直し・第2期中期計画等の作成により、資料が増加し、結果としてペーパーレス化の促進には至らなかった。 なお、ペーパーレス化促進のため、退職金共済業務・システム最適化計画において、 ・連絡票の廃止(中退共) ・処理結果確認の帳票を縮減(中退共) ・本部、支部の帳票イメージ伝送(建退共) の枠組み案を策定した。</p> <p>【19年度にLANを活用し作成した主な資料等】 ・法人文書ファイル管理簿の調整 ・事務処理、手続等の点検 ・運営委員会等の会議資料の調整 ・部内会議等の会議資料の調整 ・四半期ごとの業務推進委員会による計画の進捗状況検証資料 ・供覧文書の配布</p> <p>ハ 退職金共済業務・システムの監査、刷新可能性調査の結果を踏まえ、退職金共済業務に係る業務・システムの見直し方針を策定し、それに基づき、 ① 現行業務体系を整理 ② 将来業務体系の検討 ③ 業務改善策の業務削減効果、費用対効果等の検証 等を行い、業務システム最適化計画を策定し公表した。 ・業務・システムの見直し方針(5/18 策定) ・業務・システム最適化計画(3/31 策定、公表) ・最適化推進連絡会議、幹事会の開催(4/24、8/9、12/17、2/19、3/14) (添付資料② 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画)</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																								
<p>(4) 外部委託の推進 業務の見直しにより、その外部委託を推進すること。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成19年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）の当該経費に比べて13%節減すること。 また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>このため、当該業務・システムの監査、刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ平成19年度中のできる限り早い時期に当該業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。</p> <p>(4) 外部委託の推進 業務の見直しを行い、外部委託を推進することにより、事務処理を効率化する。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営の効率化により、一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成19年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）の当該経費に比べて13%節減する。 また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、平成17年度を基準として5%以上の人件費削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として3%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、俸給表改訂をはじめとする給与体系の見直しを行う。</p>	<p>(4) 外部委託の推進 ○ 業務の見直しを行い、外部委託できる事務処理について検討する。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営の効率化、随意契約の適正化により、一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、14年度の当該経費に比べて13%節減する。 また、人件費については、17年度を基準として3%以上の削減を行う。併せて、給与体系の見直しを行う。</p>	<p>(4) 外部委託の推進 ○ 業務の見直しを行い、外部委託できる事務処理について検討するとともに、既存の委託業務について、費用対効果の観点から経費の削減や委託内容の見直しを前年度に引き続き実施した結果、経費節減につながった。</p> <p>【新たな外部委託業務】 〈中退共事業〉 ・文書受入業務の一部 ・被共済者退職届及び掛金月額変更申出書の確認業務の一部 ・企業通算の処理済リスト確認及び通算済退職金共済手帳発送業務</p> <p>【既存の外部委託業務の見直し】 〈建退共事業〉 ・新規被共済者に対する加入通知業務について、競争入札の導入による単価の引き下げ ・パンチャー派遣業務について、競争入札の導入による単価の引き下げ</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び運営費交付金を充当する退職金共済事業経費については、「随意契約見直し計画」に基づき競争契約の拡大を行うとともに、単価見直し等を通じ経費節減を図り、業務・システム最適化計画の策定及び退職金未請求対策等にかかる経費を捻出し、14年度(基準額)5,094,891千円に対し、19年度決算額4,346,129千円となり14.70%節減した。 また、人件費については、国家公務員の給与改革を踏まえて俸給表の見直し等を行ってきたことにより、19年度においては中期目標期間における削減目標17年度比3%以上削減を大きく上回る17年度比5.89%の削減を行った。</p> <p>【経費節減の主な取組例】（前年度差額） ・電算機借料の減 16,674千円 ・印刷製本費の減 25,885千円 ・通信運搬費の減 13,630千円</p> <p>【予定外の主な支出項目】 ・システム最適化計画支援経費 138,047千円 ・未請求対策経費 24,579千円</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1495 1360 2496 1549"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度予算額①</th> <th>19年度決算額②</th> <th>差引額①-②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 構</td> <td>4,351,939</td> <td>4,346,129</td> <td>5,810</td> </tr> <tr> <td>中退共</td> <td>3,397,550</td> <td>3,404,997</td> <td>△7,447</td> </tr> <tr> <td>建退共</td> <td>695,773</td> <td>689,931</td> <td>5,842</td> </tr> <tr> <td>清退共</td> <td>116,940</td> <td>113,248</td> <td>3,692</td> </tr> <tr> <td>林退共</td> <td>141,676</td> <td>137,953</td> <td>3,723</td> </tr> </tbody> </table>		19年度予算額①	19年度決算額②	差引額①-②	機 構	4,351,939	4,346,129	5,810	中退共	3,397,550	3,404,997	△7,447	建退共	695,773	689,931	5,842	清退共	116,940	113,248	3,692	林退共	141,676	137,953	3,723
	19年度予算額①	19年度決算額②	差引額①-②																								
機 構	4,351,939	4,346,129	5,810																								
中退共	3,397,550	3,404,997	△7,447																								
建退共	695,773	689,931	5,842																								
清退共	116,940	113,248	3,692																								
林退共	141,676	137,953	3,723																								

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 サービスの向上 独立行政法人勤労者退職金共済機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 申込み等に係る諸手続や提出書類の合理化等を進めることにより、加入者の手続面での負担の軽減を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 イ 退職金の的確な支払を担保すること等に留意の上、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、少なくとも各年度に1回諸手続等について点検し、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>ロ 加入契約や退職金給付に係る電子化の検討を行い、加入者の負担を軽減する。</p> <p>ハ ホームページ等を活用して、申請書等の記載方法等加入者が行う諸手続について解りやすい情報の提供を行うとともに、諸手続用紙をホームページからダウンロードして使用できるようにする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 イ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、諸手続等について点検を行い、点検結果に基づき、必要に応じてその見直しを行う</p> <p>ロ 電子化の検討 退職金共済業務・システムの刷新可能性調査の結果を踏まえ、加入者の負担軽減のための電子化について、最適化計画策定の中で具体的手法を検討する。</p> <p>ハ ホームページからダウンロードして使用できる諸手続用紙等については、諸手続用紙等の見直しに応じて随時変更し、最新の情報を提供する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 イ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、加入者が行う諸手続や提出書類の点検を19年度も引き続き行い、点検結果に基づき、必要に応じてその見直しを行った。</p> <p>諸手続や提出書類 点検件数 181件 見直し件数 29件(参考：18年度点検件数 179件 見直し件数 20件)</p> <p>【新たな届出書類】 ・「従業員からの退職金試算依頼書」(中退共)</p> <p>【届出書類の様式変更】 ・「共済手帳申込書」外6件(建退共)</p> <p>【届出書類の提出部数(3部→1部)の簡略化】 ・「共済手帳申込書」外8件(清退共)</p> <p>【その他】 ・「退職金請求書」完全OCR化(建退共) ・「共済手帳申込書」の押印省略(清退共)</p> <p>ロ 電子化の検討 退職金共済業務・システムの刷新可能性調査の結果を踏まえ、加入者の負担軽減のための電子化については、電子政府推進計画(2006.8.31 2007.8.24 一部改定)において、「限られた人員及び予算の中で、費用対効果の観点等からみて確実に成果が上がる事が認められる施策に限り行うこととする。」とされており、その導入効果について検討した結果、費用対効果の観点から、現時点における導入は行わないこととした。しかしながら、将来的に技術革新による導入コスト等の下落などが見込まれる場合には業務・システム最適化後のPDCAサイクルの中で再検討することとしている。</p> <p>なお、電子化に向けた機構内の基盤整備として、建退共事業の本部・支部の帳票イメージの伝送、清退共事業、林退共事業におけるOCR化等を業務・システム最適化計画の中で推進し、事務処理の効率化・迅速化、利用者サービスの向上等を図ることとしている。</p> <p>ハ ホームページからダウンロードして使用できる諸手続用紙等については、諸手続用紙等の見直しに応じて随時変更し、最新の情報を提供した。</p> <p>(中退共) ・「無料相談会申込書」 ・「個別相談会申込書」 ・「退職所得の受給に関する申告書」 ・「退職所得の源泉徴収票の様式・特別徴収票の様式」 ・「委託(復託)団体住所・名称変更届」外5件(委託事業主団体届出様式)</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>(2) 意思決定・業務処理の迅速化</p> <p>契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化、担当者の審査能力の向上等により、処理期間を短縮すること。</p>	<p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化</p> <p>イ 契約審査、退職金給付審査等の各業務については、マニュアル化を徹底するとともに、意思決定・事務処理を迅速化する観点から、機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備、文書決裁等の電子化の導入、決裁ルートの特長等事務処理方法について見直しを行う。</p> <p>ロ 上記イの措置により、以下のとおり処理期間（書類不備等の補正期間を除く。）を中期計画期間内に短縮する。</p> <p>① 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入申込については、受付から23日以内に「退職金共済手帳」を発送する。 退職金については、受付から25日以内に支払う。ただし、退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。 <p>② 建退共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金については、受付から30日以内に支払う。 	<p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>契約審査及び退職金給付審査等の各業務については、短縮した処理期間の維持と検証に努めるとともに、引き続き審査業務に係るマニュアルの改善・見直しの検討を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職金給付に係る電子化システムの活用により受付から30日以内に退職金を支払う。 <p>〈清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業・林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業〉</p>	<p>(建退共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約者証紛失届」 ・「共済手帳申込みをしない理由書」 ・「共済手帳申込書」 ・「共済手帳更新申請書」 ・「移動通算申出書」 ・「共済手帳き損による再交付申請書」 <p>(清退共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業でなくなった届」 ・「清酒製造業でなくなった届」 ・「共済契約申込書」 外 11 件 <p>(林退共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共済契約申込書」 ・「共済手帳申込書」 ・「共済証紙受払簿」 ・「共済手帳受払簿」 <p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化</p> <p>契約審査及び退職金給付審査に係る処理期間の短縮を図るため、下記のとおり検討を行い、所要の措置を講じた。また、退職金支給の事務処理に関して他の事業よりも長期間を要している清退共事業、林退共事業について他事業と同程度の期間で処理すべきではないかとの厚生労働省独立行政法人評価委員会での議論を踏まえ、清退共事業、林退共事業について次期中期目標期間中に処理期間を現行の39日から建退共事業と同じく30日に短縮するため、19年度に策定した業務・システム最適化計画において必要な枠組み案を構築した。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約審査業務については、加入申込受付から共済手帳発送までの処理期間を引き続き23日以内で維持している。また、事業主が申込月を誤った場合の事務処理の一部を見直し、マニュアルを改善した。 ○ 退職金給付審査業務については、退職金等請求受付から支払までの処理期間を引き続き25日以内で維持している。また、引き続き安定した支払が維持できるように、審査業務に係るマニュアルの見直しを行い、オンライン画面の修正を行った。 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職金給付に係る電子化システムの活用により、受付から30日以内に退職金を支払った。

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																	
<p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>ホームページを活用した情報提供の充実に努めること。また、加入者の照会・要望等に適切に対応するとともに、意見募集、対応結果の公表等を行うこと。</p>	<p>③ 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業 ・退職金については、受付から39日以内に支払う</p> <p>④ 林業退職金共済(以下「林退共」という。)事業 ・退職金については、受付から39日以内に支払う。</p> <p>注 現行の処理期間は以下のとおりである。</p> <p>① 中退共事業 ・加入申込については26日以内。 ・退職金については30日以内。</p> <p>② 建退共事業、清退共事業及び林退共事業 ・加入申込については1日以内。 ・退職金については45日以内。</p> <p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページを活用し、機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、適時更新して最新の情報を迅速に提供する。</p>	<p>○ 清退共事業の退職金については、引き続き受付から39日以内に支払う。</p> <p>○ 林退共事業の退職金については、引き続き受付から39日以内に支払う。</p> <p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページを活用した、機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分りやすく提供する。</p>	<p>〈清退共事業〉 ○ 清退共事業の退職金については、引き続き受付から39日以内に支払った。</p> <p>〈林退共事業〉 ○ 林退共事業の退職金については、引き続き受付から39日以内に支払った。</p> <p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページの充実 年間ホームページ掲載計画を基に各本部ホームページ窓口課と総務課が連携して掲載計画どおり情報提供を実施するとともに、閲覧者の使いやすさを向上させるべく情報提供の充実に図った。 (添付資料③ ホームページサイトマップ)</p> <p>【更新状況】</p> <table border="1" data-bbox="1478 1247 2564 1367"> <thead> <tr> <th></th> <th>機構全体</th> <th>機構</th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新回数</td> <td>396</td> <td>150</td> <td>112</td> <td>61</td> <td>40</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>更新頁数</td> <td>2,503</td> <td>652</td> <td>1,155</td> <td>384</td> <td>175</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>(うち新規掲載数)</td> <td>(141)</td> <td>(17)</td> <td>(121)</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【アクセス状況】</p> <table border="1" data-bbox="1478 1423 2564 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>機構全体</th> <th>機構</th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>1,242,342</td> <td>194,038</td> <td>567,862</td> <td>451,330</td> <td>9,753</td> <td>19,359</td> </tr> <tr> <td>前年比 (%)</td> <td>22.4</td> <td>29.8</td> <td>28.9</td> <td>13.1</td> <td>18.2</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>中退共事業においては、以下のとおり、情報提供の充実に図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済契約者及び被共済者からの要望等により、Q&Aの「退職金の税法上の取扱い」ページの見直しを行い、税務署所定の様式をPDFファイルにより掲載(アクセス件数1,425件)するとともに、国税庁ホームページへのリンクを行った。 ○ 一般制度説明、適年移行説明を内容とした動画「なるほど納得！中退共制度」を製作し、ホームページで配信し(アクセス件数19,427件)、事業主の利便性を高めるとともに、機構においても制度説明のための人的負担の軽減を図った。 ○ 委託事業主団体の利便性を図るため、委託事業主団体向けのページを新設し、委託業務の内容や申請手続等の解説及び各種届出様式、資料請求様式を掲載し、中退共ホームページへの誘導を進めた(アクセス件数2,962件)。 		機構全体	機構	中退共	建退共	清退共	林退共	更新回数	396	150	112	61	40	33	更新頁数	2,503	652	1,155	384	175	137	(うち新規掲載数)	(141)	(17)	(121)	(1)	(1)	(1)		機構全体	機構	中退共	建退共	清退共	林退共	アクセス数	1,242,342	194,038	567,862	451,330	9,753	19,359	前年比 (%)	22.4	29.8	28.9	13.1	18.2	9.6
	機構全体	機構	中退共	建退共	清退共	林退共																																														
更新回数	396	150	112	61	40	33																																														
更新頁数	2,503	652	1,155	384	175	137																																														
(うち新規掲載数)	(141)	(17)	(121)	(1)	(1)	(1)																																														
	機構全体	機構	中退共	建退共	清退共	林退共																																														
アクセス数	1,242,342	194,038	567,862	451,330	9,753	19,359																																														
前年比 (%)	22.4	29.8	28.9	13.1	18.2	9.6																																														

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																												
<p>2 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済制度における加入状況、財務内容等を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済制度への加入促進対策を効果的に実施すること。</p>	<p>ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応結果の公表等をする。</p> <p>ハ 相談業務については、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、懇切丁寧な対応をする。また、相談業務において改善すべき点の把握を行い、今後の相談業務に反映させる。</p> <p>2 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各共済制度の最近における加入状況、財務内容、当該事業を取り巻く経済環境等を勘案して、計画期間中に新たに各共済制度に加入する被共済者数の目標を次のように定める。</p> <p>①中退共制度においては 1,595,000人 ②建退共制度においては 750,000人 ③清退共制度においては 1,000人 ④林退共制度においては 13,500人</p>	<p>〈中退共事業〉 ○「退職金制度等の実態調査」(18年度実施)結果の概要をホームページに掲載する。</p> <p>ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応結果を公表する。</p> <p>ハ 応答マニュアルの整備 相談業務において相談者の疑問に的確に対応できているか検証し、今後の相談業務に反映させるとともに、引き続き懇切丁寧な対応を職員・相談員等に徹底する。</p> <p>2 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 19年度における新たに各共済制度に加入する被共済者数の目標を、下記のように定める。</p> <p>①中退共制度においては 354,460人 ②建退共制度においては 166,650人 ③清退共制度においては 190人 ④林退共制度においては 3,000人 合計 524,300人</p>	<p>〈中退共事業〉 ○「退職金制度等の実態調査」(18年度実施)結果の概要をホームページに掲載した(5/10)。 ○18年度に新規加入した共済契約者(適格退職年金制度から移行した共済契約者を除く。)に対してアンケートを実施し、その調査報告書をホームページに掲載した。</p> <p>ロ ホームページ上において受付けた、加入者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等については、全て当日又は翌日に回答した。また、ホームページ上の照会・要望等を受付けるページに個人情報保護の観点からSSL(情報暗号化システム)を導入した。 (添付資料④ ホームページ上における照会・要望の受付状況(19年度))</p> <p>【ご意見・ご要望受付件数】</p> <table border="1" data-bbox="1478 596 2326 655"> <tr> <th>全体</th> <th>機 構</th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> <tr> <td>1,104</td> <td>44</td> <td>568</td> <td>472</td> <td>4</td> <td>16</td> </tr> </table> <p>[主な照会等の内容] ・制度について 920件 ・資料請求等 40件 ・苦情 12件</p> <p>【Q&Aの主な修正内容】 ・加入できる企業・従業員について ・退職金の税法上の取扱について</p> <p>ハ 応答マニュアルの整備 相談窓口を設置した投書ハガキにより窓口の対応等意見を収集し、今後の相談業務に反映するべく職員・相談員等に情報提供した(175件)。 (添付資料⑤「ご利用者の声」19年度集計結果)</p> <p>・幹部会において、窓口や電話対応について、懇切丁寧な対応を職員・相談員等に徹底するよう更なる周知依頼を行った。(中退共 6/28、8/30) ・相談業務において改善すべき点の把握を行うため、相談員に対するヒアリングを20年2月から3月にかけて8つの中退共退職金相談コーナー全て実施し、情報収集及び意見交換を行った。その結果を踏まえ、20年度以降の相談業務に反映させるための検討を始めた。(中退共) ・5月開催の相談員連絡会の結果、共済契約者等からの質問を踏まえ、応答マニュアルに1件のQ&Aを追加した(追加Q&A「証紙の貼付方法について」)。(清退共)</p> <p>2 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 19年度の機構全体としての被共済者加入実績は 562,785人(対年度目標達成率107.3%)であった。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1423 2466 1541"> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>加入目標</td> <td>262,100人</td> <td>524,380人</td> <td>524,370人</td> <td>524,350人</td> <td>524,300人</td> </tr> <tr> <td>加入実績</td> <td>256,415人</td> <td>541,958人</td> <td>603,552人</td> <td>569,806人</td> <td>562,785人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>97.8%</td> <td>103.4%</td> <td>115.1%</td> <td>108.7%</td> <td>107.3%</td> </tr> </table> <p>各共済事業の加入実績は下記のとおりである。</p> <p>① 中退共制度における被共済者加入実績は 415,249人(対年度目標達成率117.1%)であった。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1650 2466 1789"> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>加入目標</td> <td>177,160人</td> <td>354,460人</td> <td>354,460人</td> <td>354,460人</td> <td>354,460人</td> </tr> <tr> <td>加入実績</td> <td>158,505人</td> <td>361,578人</td> <td>438,120人</td> <td>416,246人</td> <td>415,249人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>89.5%</td> <td>102.0%</td> <td>123.6%</td> <td>117.4%</td> <td>117.1%</td> </tr> </table> <p>中退共事業においては、適年移行の加入数が伸び悩む中で、追加加入が増加した。</p>	全体	機 構	中退共	建退共	清退共	林退共	1,104	44	568	472	4	16		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	加入目標	262,100人	524,380人	524,370人	524,350人	524,300人	加入実績	256,415人	541,958人	603,552人	569,806人	562,785人	達成率	97.8%	103.4%	115.1%	108.7%	107.3%		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	加入目標	177,160人	354,460人	354,460人	354,460人	354,460人	加入実績	158,505人	361,578人	438,120人	416,246人	415,249人	達成率	89.5%	102.0%	123.6%	117.4%	117.1%
全体	機 構	中退共	建退共	清退共	林退共																																																										
1,104	44	568	472	4	16																																																										
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																										
加入目標	262,100人	524,380人	524,370人	524,350人	524,300人																																																										
加入実績	256,415人	541,958人	603,552人	569,806人	562,785人																																																										
達成率	97.8%	103.4%	115.1%	108.7%	107.3%																																																										
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																										
加入目標	177,160人	354,460人	354,460人	354,460人	354,460人																																																										
加入実績	158,505人	361,578人	438,120人	416,246人	415,249人																																																										
達成率	89.5%	102.0%	123.6%	117.4%	117.1%																																																										

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																																								
	<p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p>	<p>(2) 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、理事長をはじめとする役員等が、関係官公庁及び関係事業主団体を訪問し、共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。</p>	<p>② 建退共制度における被共済者加入実績は 145,063 人（対年度目標達成率 87.0%）であった。</p> <table border="1" data-bbox="1478 321 2466 449"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標</td> <td>83,310人</td> <td>166,680人</td> <td>166,680人</td> <td>166,680人</td> <td>166,650人</td> </tr> <tr> <td>加入実績</td> <td>96,873人</td> <td>177,756人</td> <td>163,261人</td> <td>151,309人</td> <td>145,063人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>116.3%</td> <td>106.6%</td> <td>97.9%</td> <td>90.8%</td> <td>87.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>建退共事業においては、公共工事の減少、建設業の倒産件数の増加等厳しい状況が続いた。</p> <p>③ 清退共制度における被共済者加入実績は 205 人（対年度目標達成率 107.9%）であった。</p> <table border="1" data-bbox="1478 558 2466 686"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標</td> <td>130人</td> <td>240人</td> <td>230人</td> <td>210人</td> <td>190人</td> </tr> <tr> <td>加入実績</td> <td>120人</td> <td>220人</td> <td>194人</td> <td>183人</td> <td>205人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>92.3%</td> <td>91.7%</td> <td>84.3%</td> <td>87.1%</td> <td>107.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>清退共事業においては、酒の消費嗜好の変化など依然厳しい状況が続いているが、個別事業主に対する加入勧奨等を積極的に進めたことにより、新規加入者の減少が留まった。</p> <p>④ 林退共制度における被共済者加入実績は 2,268 人（対年度目標達成率 75.6%）であった。</p> <table border="1" data-bbox="1478 795 2466 924"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標</td> <td>1,500人</td> <td>3,000人</td> <td>3,000人</td> <td>3,000人</td> <td>3,000人</td> </tr> <tr> <td>加入実績</td> <td>917人</td> <td>2,404人</td> <td>1,977人</td> <td>2,068人</td> <td>2,268人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>61.1%</td> <td>80.1%</td> <td>65.9%</td> <td>68.9%</td> <td>75.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>林退共事業においては、新規就業者の減少する中で、個別事業主に対する加入勧奨等を積極的に進めたことにより、若干の増加がみられた。</p> <p>以上のように、中小企業を取巻く環境は総じて厳しいなかで全体としては目標を達成した。</p> <p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、以下のとおり、理事長をはじめとする役員等による訪問活動等を通じ、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、加入促進対策を積極的に推進した。 中退共事業においては、費用対効果の観点から個別対策を見直すため、平成18年度に新規加入した共済契約者（適格退職年金制度から移行した共済契約者を除く。）12,773 所に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、次期中期計画において、事業主と雇用管理に密接な関係を有する社労士会等の有効な委託先との普及推進会議を企画するなど、今後の加入促進対策のあり方を検討した。</p> <p>(アンケートの主な項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加入するに当たって相談したところはどうなところか 2) 加入するに際し、検討を要した事項はどのような内容か 3) 加入検討後、実際に加入するまでの期間はどのくらいかかったか 4) この制度をはじめて知ったのはどこからか 5) 加入企業の属性（事業規模、主な事業内容） <p>また、「適年制度から中退共制度への移行説明会」を引き続き大都市等で開催するとともに、「一般制度説明会及び個別相談会」を東京において開催した(11/16)。 一般制度説明会（1か所、参加63所、69人、うち個別相談会22所23人） 適年移行説明会（19か所、参加759所、973人）</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	加入目標	83,310人	166,680人	166,680人	166,680人	166,650人	加入実績	96,873人	177,756人	163,261人	151,309人	145,063人	達成率	116.3%	106.6%	97.9%	90.8%	87.0%		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	加入目標	130人	240人	230人	210人	190人	加入実績	120人	220人	194人	183人	205人	達成率	92.3%	91.7%	84.3%	87.1%	107.9%		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	加入目標	1,500人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	加入実績	917人	2,404人	1,977人	2,068人	2,268人	達成率	61.1%	80.1%	65.9%	68.9%	75.6%
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																						
加入目標	83,310人	166,680人	166,680人	166,680人	166,650人																																																																						
加入実績	96,873人	177,756人	163,261人	151,309人	145,063人																																																																						
達成率	116.3%	106.6%	97.9%	90.8%	87.0%																																																																						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																						
加入目標	130人	240人	230人	210人	190人																																																																						
加入実績	120人	220人	194人	183人	205人																																																																						
達成率	92.3%	91.7%	84.3%	87.1%	107.9%																																																																						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																						
加入目標	1,500人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人																																																																						
加入実績	917人	2,404人	1,977人	2,068人	2,268人																																																																						
達成率	61.1%	80.1%	65.9%	68.9%	75.6%																																																																						

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																					
	<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>② 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターや懸垂幕等の掲出及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>③ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>④ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>① 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、相談コーナー等)に備付けて配布することにより、共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>② ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報提供方法を見直した上で、共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>③ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲出及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>〈中退共事業・建退共事業〉</p> <p>○ 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等での制度の周知広報を依頼する。</p>	<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県業務委託先(建退共、清退共、林退共各々47か所)、相談コーナー(中退共8か所、建退共2か所)に備付けて配布することにより、共済制度の周知広報を実施</p> <table border="1" data-bbox="1478 457 2546 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレットの配布等</td> <td>15,470部</td> <td>59,992部</td> <td>3,344部</td> <td>940部</td> </tr> <tr> <td>備付先</td> <td>8か所</td> <td>49か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)備付先には、本部は含まない (注2)各業務委託先、相談コーナー等には、4共済制度のパンフレットを相互に備付け</p> <p>② ホームページにおいて、次のような制度案内、加入手続き等の情報の提供を見直し、共済制度の周知広報を実施</p> <p>【主な提供情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による無料相談の案内を掲載 ・一般制度説明、適年移行説明を内容とした動画を配信 ・中退共制度紹介用例文集(広報誌等への記事掲載用)を掲載 ・適年からの移行等の情報(説明会開催案内、無料相談会開催案内、引継シミュレーション等) ・委託事業主団体向けの資料請求フォーム等を掲載 ・加入者向け提携サービスの利用方法及びサービス内容等を具体的に掲載 ・共済制度の目的、仕組み、概要等 ・税法上の扱い、国の補助、加入手続き、掛金の納付方法、退職した場合の手続き ・加入手続きに関してよく寄せられる質問についてのQ&A ・任意組合、事務組合に関する取扱い <p>③ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、配布及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼</p> <table border="1" data-bbox="1507 1060 2487 1123"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>7,630件</td> <td>3,260件</td> <td>2,429件</td> <td>2,498件</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈中退共事業・建退共事業〉</p> <p>○ 10月の加入促進強化月間を中心に、次のとおり新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1249 2344 1365"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈中退共事業〉</th> <th>〈建退共事業〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 新聞</td> <td>1回</td> <td>4回(業界新聞)</td> </tr> <tr> <td>ii テレビ</td> <td>28回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>iii ラジオ</td> <td>103回</td> <td>224回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 中退共事業においては、インターネット広告をYahoo外2社で行った(3社のべ105日間、アクセス数24,244件)。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 1,874の発注機関に対して、受注事業者による「建退共現場標識」掲示徹底を図るよう依頼し、各都道府県の業務委託先に「建退共現場標識」を252,400枚配布。</p> <p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>○ 以下の各種会議等に参加して、事業主に対する制度の周知、加入勧奨を実施</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(47労働局)。</p> <p>ii 賃金・退職金セミナーは、昨年度に引き続き、厚生労働省から都道府県労働局長あて協力依頼(4/1)が発出されたことを踏まえ、理事長名による同局長へ協力依頼(4/23)を行い、説明時間の確保や資料配布を依頼した。</p> <p>・都道府県労働局が開催する適年移行等をテーマとする賃金・退職金セミナー等で制度の周知広報を行った(制度説明29か所、資料配布のみ9か所)。</p>		中退共	建退共	清退共	林退共	パンフレットの配布等	15,470部	59,992部	3,344部	940部	備付先	8か所	49か所	47か所	47か所		中退共	建退共	清退共	林退共	依頼した団体等の数	7,630件	3,260件	2,429件	2,498件		〈中退共事業〉	〈建退共事業〉	i 新聞	1回	4回(業界新聞)	ii テレビ	28回	15回	iii ラジオ	103回	224回
	中退共	建退共	清退共	林退共																																				
パンフレットの配布等	15,470部	59,992部	3,344部	940部																																				
備付先	8か所	49か所	47か所	47か所																																				
	中退共	建退共	清退共	林退共																																				
依頼した団体等の数	7,630件	3,260件	2,429件	2,498件																																				
	〈中退共事業〉	〈建退共事業〉																																						
i 新聞	1回	4回(業界新聞)																																						
ii テレビ	28回	15回																																						
iii ラジオ	103回	224回																																						

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>② 小規模事業者等に対し、関係事業主団体等の開催する会議等を通じ、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を行う。</p>	<p>ii 事業主の集まる賃金・退職金セミナーや求人説明会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、周知広報を行う。</p> <p>iii 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>iv 雇用・能力開発機構、中小企業基盤整備機構が開催するベンチャー企業・新規創業企業を対象としたイベント等へ参加し、広報資料を配布するなど周知広報を行う。</p> <p>v 中小企業事業主団体等が開催するイベント等で広報資料を配布し周知広報を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv 雇用・能力開発機構が開催する研修会や会議等で広報資料を配布し周知広報を行う。</p> <p>v 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で広報資料を配布し周知広報について要請する。</p> <p>vi 小規模事業者等に対し、関係事業主団体等の開催する会議等を通じ、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を行う。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ii 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を依頼する。</p>	<p>iii 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った(労働セミナー、街頭労働相談等)(制度説明56か所)。</p> <p>iv ・雇用・能力開発機構に対し都道府県センターで開催するイベント等において、広報資料配布等による周知広報を依頼した(5/28)。 ・雇用・能力開発機構都道府県センターが開催する「出会いの場」(15か所)で制度の周知広報を行った。 ・中小企業基盤整備機構が主催する「新連携/モノ作り中小企業全国フォーラム」において広報資料(おしらせ300部)を配布し周知広報を行った(6/19～20)。また、「中小企業総合展2007 in Tokyo」(10/31～11/2)へブース出展し、出展ブースの企業(143企業)へ資料配布を行った。 ・中小企業事業主団体等が開催するイベントに参加した(特にベンチャー企業を対象とした中小企業テクノフェア・ベンチャーフェアへの参加等)(42か所)。</p> <p>v ・全国社会保険労務士会連合会に対し、加入促進の協力を依頼した(4/1)。また、社会保険労務士や税理士を対象とするセミナーや研修会、事業主を集めたイベント等での資料配布及び制度説明(7か所)を行った。 ・関東甲信越労政協議会(東京)へ参加した(8/2)。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i 地方公共団体が開催する公共工事の発注担当者会議において、制度説明等の加入勧奨を行った(23か所)。</p> <p>ii 厚生労働省及び47都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知をするよう文書により依頼した(10月、各種会議等出席9回)。</p> <p>iii 開催する各種会議等で制度の周知広報をするよう都道府県及び77市区町村に対して、訪問等により要請した(10月)。</p> <p>iv 雇用・能力開発機構が開催する研修会や会議等で広報資料を配布し周知広報を行った(111か所)。</p> <p>v 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(163か所)。</p> <p>vi 小規模事業者等に対し、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を実施した。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(4/11)。</p> <p>ii ・関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を依頼した(12か所)。 ・国税庁、杜氏組合、酒造組合等が開催する会議等で資料の配付による加入勧奨を実施した(10か所、1,322部)。</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>① 機構が委嘱した相談員、普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>② 機構から中退共制度への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、必要に応じ委託先を拡大する。また、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。</p> <p>③ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を行う。</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ii 関係業界団体、林業労働力確保支援センター等が開催する各種会議等での制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>○ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 統括推進員と各地域の普及推進員との連携による事業主団体や事業所等の訪問、現地からの情報提供等を受け、中退共本部は機動的な対応等により積極的な加入促進活動を展開する。</p> <p>ii 事業主団体等に対し加入促進業務を委託し、加入勧奨を推進するとともに、必要に応じ委託先を拡大する。</p> <p>iii 既加入事業主に対し、ホームページ及び文書等による追加加入勧奨を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等に対して、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i 清酒製造業に係る関係事業主団体の協力を得て入手した酒類製造業者名簿のうち、未加入の事業主に対して加入勧奨を行う。</p> <p>ii 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者に対し、加入を勧奨する。</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(4/11)。</p> <p>ii 関係業界団体、林業労働力確保支援センター等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(14か所)。</p> <p>・林野庁主催の都道府県林業労働力対策担当者会議で、制度の周知広報及び加入促進を依頼した(3/3)。</p> <p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>○ 普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を実施</p> <p>・中退共事業においては、加入促進を用務とする普及推進員(56人)等が個別事業主に対する加入勧奨を実施した(9,188回、加入実績438所、5,494人)。</p> <p>・また、ホームページに企業訪問による無料相談案内を掲載し、相談希望があった事業所を訪問した(228所、加入実績111所、2,063人)。</p> <p>・建退共事業においては、窓口での相談業務を行う相談員(5人)が、個別事業主を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼を行った(13所)。</p> <p>・清退共においては、当該制度の普及推進を図るため相談員(7人)が、個別事業主に対する加入勧奨等を実施した(540回)。</p> <p>・林退共においては、当該制度の普及推進を図るための普及推進員(47人)が、個別事業主に対する加入勧奨を実施した(236回)。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 統括推進員と地域ごとの普及推進員及び本部との連携を高めるため定例の打ち合わせ会議を実施した(東京12回、名古屋12回、大阪24回)。</p> <p>ii 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等(4,249団体)による加入勧奨を実施(加入実績2,938所、13,976人)するとともに、委託先及び復託先の拡大(152団体)</p> <p>・前年度に引き続き、福岡県中小企業団体中央会に特別業務委託事業として、適年移行等の説明会(4回開催出席者202名)、個別企業訪問(56企業)、来所相談(24企業)、コンサルティング(154企業)、個別相談会(33企業)を実施(加入実績54所、1,824人)</p> <p>iii 既加入事業主に対し、「中退共だより春5号」による追加加入・パート加入勧奨及び「中退共だより秋6号」によるパート加入勧奨を行った。</p> <p>iv 被共済者が退職後1年間に追加加入のない共済契約者(60,430事業所)へ文書等による加入勧奨を行った。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 関係事業主団体(13団体)、工事発注者(1,874機関)、大手元請事業者等(100事業主)に対して、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を要請した。</p> <p>・個別企業等を訪問し、下請け事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼(個別訪問100社)</p> <p>・未加入業者へダイレクトメールの送付(470件4/25、1,830件5/18、1,704件2/1)(加入実績107所197人)</p> <p>・会議におけるパンフレットの配布(元請事業者240部・関係事業主団体365部)</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i 加入勧奨を行うため、関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主の状況を確認し、順次名簿を整備し、未加入の事業所(23所)に対して加入勧奨を行った(7/3)。</p> <p>ii 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者に対し、加入を勧奨するため7月、10月に資料を送付した(未加入事業所4所)。</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																								
	<p>④ 関係機関の協力を得て、林退共制度未加入事業者を把握し、都道府県ごとの被共済者加入目標数を定めるなど、効果的な加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>i 林業に係る関係事業者団体の協力を得て、整備した未加入事業主名簿を活用し、加入勧奨を行う。</p> <p>ii 前年度に実施した未加入事業主への個別勧奨結果を点検し、加入の可能性のある事業主に対し、林退共制度の特色を強調するなどの工夫をこらし、加入勧奨を繰り返し行う。</p> <p>iii 国有林の登録事業体及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき知事が認定する認定事業体の未加入事業主に対し、重点的な加入勧奨を行う。</p> <p>iv 都道府県ごとの被共済者加入目標数を定め、重点的な加入促進を展開する。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 加入促進強化月間の実施</p> <p>i 厚生労働省の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 全国的な周知広報活動等の集中的展開 <p>〈中退共事業〉</p> <p>○ 10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものにするため、6月のサブ月間に次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長によるトップセールスの実施 関係機関への広報誌等の記事掲載依頼 	<p>〈林退共事業〉</p> <p>i 林業に係る関係事業者団体の協力を得て整備した未加入事業主名簿を活用し、加入勧奨を行った(711所)。</p> <p>ii 前年度に実施した未加入事業主への個別勧奨結果を点検し、加入の可能性のある事業主に対し、林退共制度の特色を強調するなどの工夫を凝らし、加入勧奨を繰り返し行った(728所)。</p> <p>iii 国有林の登録事業体及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、知事が認定する認定事業体の未加入事業主に対し、重点的な加入勧奨を行った(登録事業体(216所)・認定事業体(492所))。</p> <p>iv 都道府県ごとの被共済者加入目標数を定め業務委託先に対し効果的な加入促進を図るよう依頼した。</p> <p>v 被共済者について現況調査を実施した際、全契約者宛新規雇用者の加入勧奨を行った(2,693件)。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 加入促進強化月間の実施</p> <p>i 厚生労働省の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター・パンフレット等の広報資料を作成し、関係機関等へ配布 <table border="1" data-bbox="1507 1035 2496 1121"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>21,500枚</td> <td>11,912枚</td> <td>67枚</td> <td>3,486枚</td> </tr> <tr> <td>パンフレット等</td> <td>380,000部</td> <td>34,842部</td> <td>7,294部</td> <td>4,543部</td> </tr> </tbody> </table> <p>中退共事業においては、ホームページへの誘導、動画の配信周知のため、制度内容をわかりやすく掲載した「ちらし」を新たに作成し、社会保険労務士会、労働保険事務組合、税理士協同組合等の事業者団体や生命保険会社を通じ広範に配布することにより、共済制度の周知を図った(配布枚数782,750枚)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共済制度の普及推進等に貢献のあった個人・団体に対する理事長表彰を実施 <table border="1" data-bbox="1507 1283 2496 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所</td> <td>2所</td> <td>93所</td> <td>3所</td> <td>7所</td> </tr> <tr> <td>事業主団体</td> <td>4団体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な周知広報活動等の集中的展開 <table border="1" data-bbox="1507 1423 2496 1478"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要綱の配布</td> <td>7,630枚</td> <td>11,252枚</td> <td>4,617枚</td> <td>4,543枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈中退共事業〉</p> <p>10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものにするために17年度に設定した6月の加入促進サブ月間に、関係機関に対しトップセールス及び広報誌等への記事掲載依頼等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長をはじめ役員によるトップセールスの実施(13か所) 関係機関への広報誌等の記事掲載依頼(5,266か所、掲載実績509か所) 		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	21,500枚	11,912枚	67枚	3,486枚	パンフレット等	380,000部	34,842部	7,294部	4,543部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	事業所	2所	93所	3所	7所	事業主団体	4団体	—	—	—		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	7,630枚	11,252枚	4,617枚	4,543枚
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																							
ポスター	21,500枚	11,912枚	67枚	3,486枚																																							
パンフレット等	380,000部	34,842部	7,294部	4,543部																																							
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																							
事業所	2所	93所	3所	7所																																							
事業主団体	4団体	—	—	—																																							
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																							
実施要綱の配布	7,630枚	11,252枚	4,617枚	4,543枚																																							

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
		<p>ii 各共済事業ごとの具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア等による広報 ・未加入企業に対する個別訪問による加入勧奨の実施 ・未加入事業主を対象とする説明会の開催 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ・未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施 ・個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 ・工事現場等で本制度への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 ・新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確保による効果的、効率的な加入促進を図るために、酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入と共済証紙の完全貼付を促進 ・日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確保による効果的、効率的な加入促進を図るため、林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底、また、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請 	<p>ii 各共済事業ごとの具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告 3社のべ105日間(アクセス数 24,244件) ・制度に関する資料請求のあった未加入企業に対するアンケートに基づく加入勧奨を普及推進員を中心に実施 (2,220事業所) ・未加入事業主を対象とする説明会及び相談会の開催 (3回) ・中小企業庁のメールマガジンに月間記事を掲載 (9/26) <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議を開催 (開催日 10/2、参加団体 30団体) ・未加入業者へダイレクトメールの送付(470件 4/25、1,830件 5/18、1,704件 2/1)(加入実績 107所、197人) ・個別企業等を訪問し、下請け事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼 (個別訪問 100社) ・工事現場等で本制度への認識を高めるための労働者用リーフレットを現場(97現場)備付・配布(4,240部) ・新聞等のマスメディアを活用した広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> i 本 部 業界新聞掲載 4回 ii 業務委託先 テレビ放送 15回 ラジオ放送 224回 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入と共済証紙の完全貼付の促進を図るため、酒造組合(支部経由)及び杜氏組合等へ協力の要請 ・日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 ・業界新聞等を活用した広報の実施 (4件) <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係団体を訪問し、10月の加入促進強化月間における取組について要請 <ul style="list-style-type: none"> 全国森林組合連合会 全国素材生産業協同組合連合会 全国国有林造林生産業連絡協議会 ・業界団体の機関誌を活用した広報を実施 (19回)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>② 都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な中退共制度に係る周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>① 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適格退職年金を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。</p> <p>② 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p>	<p>② 特定地域における集中的な対策 〈中退共事業〉 ○ 都道府県、市区町村の協力を得ながら、4府県において地域の特性をいかし、集中的な周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>① 適格退職年金制度からの移行促進 〈中退共事業〉 i これまでの周知広報活動を適格退職年金制度からの移行に確実につなげるため、受託機関と連携し、勧奨などに重点をおいた活動を行う。 ii ホームページを活用した情報提供、パンフレット等による周知活動を行う。 iii マスメディア等を活用した情報提供（新聞等発表資料の投げ込み）を行う。 iv 受託機関との連携強化を図るための会議を開催する。 v 移行希望企業に対する事業所訪問や個別相談会及び説明会を開催する。 vi パンフレットの充実を図り、関係団体等への周知広報・記事掲載の依頼等を行う。</p> <p>② 掛金助成・補助制度実施自治体の拡大・充実の要請 〈中退共事業〉 ○ 掛金助成が未実施である地方自治体に対し、掛金補助制度の導入を働きかける。</p>	<p>② 特定地域における集中的な対策 〈中退共事業〉 ・ 都道府県及び市の協力を得ながら地域を指定し、地域の特性を生かした集中的な周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行った。 【加入強化特別地区】 愛知県、鹿児島県、千葉県、京都府 【主な活動】 地元新聞への広告掲載(1回) 地元ラジオのスポット放送(103回) 駅構内のポスター掲示(120枚) 未加入事業主を対象とする説明会及び相談会の開催(14回) 愛知県 CBCNAGOYA 夏祭りに「うちわ」配布(10,000枚) 鹿児島県 市電ラッピング広告(19年4月～20年3月までの1年間) 普及推進員等による個別事業主に対する訪問による加入勧奨を行った(460事業所)</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>○中退共事業においては、中小企業基盤整備機構と相互に機関誌に広告掲載を実施した。 ・「経営セーフティ契約者のみなさまへ」(20年3月 中小企業基盤整備機構発行 32万部) ・「中退共だより春5号」(19年4月 中退共事業発行 42万部) ・「中退共だより秋6号」(19年10月 中退共事業発行 42万部)</p> <p>① 適格退職年金制度からの移行促進 〈中退共事業〉 i 適年制度から中退共制度への、一層の移行促進をするため、適格退職年金を受託する生保、信託銀行及び社労士会との連携を図った。 ii ホームページに企業訪問による無料相談案内を掲載し、相談希望があった事業所を訪問した(138所、加入実績24所、1,302人)。 iii 新聞等に記事化を目的に移行実績等の投げ込みを行った(6月、掲載実績1紙)。 iv 生命保険会社との加入促進会議を開催した(10/1)。 v 個別企業への移行勧奨 ・ 移行希望企業に対する中退共主催説明会の開催(19か所、973人参加) ・ 生保、関係団体等が主催する企業説明会での勧奨(27か所) ・ 社会保険労務士会研修会等で適年からの移行に関する周知を行い、社会保険労務士に対する顧客企業への移行勧奨を依頼(6か所) ・ 移行希望企業を訪問(422所、加入実績66所、4,374人) ・ 企業の個別相談のニーズに効率的に応えるため、初めての試みとして関西地区の企業を対象に無料相談会開催の事前周知を行い、大阪府において11月12日から11月22日の9日間集中開催(新規加入相談7所、適年移行相談30所、新規加入実績1所、11人、適年移行実績3所、253人) vi 関係行政機関、事業主団体等に対して広報誌への無料記事掲載の依頼をした(5,266件、掲載実績509件)。 vii 都道府県労働局が開催する賃金・退職金セミナーに職員等が参加し、制度の周知、加入勧奨を行った(制度説明29か所、資料配布のみ9か所)。 (添付資料⑥ 適格退職年金制度から中退共制度への移行について)</p> <p>② 掛金助成・補助制度実施自治体の拡大・充実の要請 〈中退共事業〉 ・ 普及推進員等からの情報に基づき、掛金助成を検討している地方自治体を訪問し、助成自治体概要を活用しながら補助制度導入を要請(7自治体、導入実績1自治体(20/4)) ・ 掛金助成が未実施である地方自治体に対して助成自治体概要を作成・送付し、補助制度導入を働きかけ(560自治体) ・ 掛金助成を実施している地方自治体に対して広報紙での記事掲載による周知広報を依頼(308自治体)</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>③ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>④ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業者へ指導するよう関係機関に要請を行う。</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>○ 加入事業者の負担軽減を図るため、林業関係団体等と連携し、都道府県の担い手育成基金等における林退共制度に係る掛金助成の充実等の働きかけを行う。</p> <p>③ 公共事業発注機関への要請</p> <p>○ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>④ 緑の雇用担い手対策事業との連携</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>i 「緑の雇用担い手対策事業」では研修生の定着促進の観点から地方公共団体とも連携し林退共制度への加入等の定着条件を整備するとされていることを踏まえ、林退共制度への加入及び履行確保について事業者へ指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>ii 前年度までの実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共制度加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行う。</p> <p>iii 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共制度への加入勧奨を行う。</p> <p>iv 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>○ 林野庁に対し各都道府県の担い手育成基金等における林退共制度に係る掛金助成の充実等を要請し(9/3)、これを受けて林野庁より各都道府県に対し要請がなされた(9/25)。</p> <p>③ 公共事業発注機関への要請</p> <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収を要請 (1,874機関) 平成18年度に定めた特定地域(掛金収納書徴収措置の実施状況が50%以下)うち、岐阜県、香川県及び両県内の5市に対する個別要請を実施 <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 林野庁に対し、発注官庁等における林退共の適正な履行確保に有効な措置の推進を要請し(9/3)、これを受けて林野庁より各都道府県に対し推進の要請がなされた(9/25)。 <p>④ 緑の雇用担い手対策事業との連携</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>i 及び ii 林野庁に対して、林退共制度への加入について緑の雇用実施事業体に指導するよう要請をし(9/3)、これを受けて林野庁より、全国森林組合連合会に対し、林退共の加入促進運動に協力するよう要請がなされた。(9/25)</p> <p>iii 「緑の雇用」実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共制度への加入勧奨を行った。</p> <p>(15-18年度実施事業体) 未加入事業所 84所(6/21)</p> <p>(18-19年度実施事業体) 未加入事業所 162所 加入事業所 527所(10/16)</p> <p>(19年度実施事業体) 未加入事業所 121所 加入事業所 402所(3/10)</p> <p>(添付資料⑦ 緑の雇用担い手育成対策事業)</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																								
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 累積欠損金の処理 累積欠損金を承継した事業においては、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、健全な資産運用と加入促進対策の効果的な実施により収益改善をするとともに、各共済事業に充当する経費を節減して、累積欠損金の解消を最大限行うこととし、共済事業への加入状況、資産運用環境の動向、経費節減の状況等を踏まえて、収益改善・経費節減等に関する計画を、次のとおり策定し、当該計画を着実に実行する。</p> <p>ロ 中退共事業に関する計画</p> <p>① 収益改善の方策 i 資金運用等収入の確保 中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に1兆4,078億円の収入を確保する。</p> <p>② 経費節減の方策 中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、17年度に策定した累積欠損金解消計画に基づき、健全な資産運用と加入促進対策の効果的な実施により収益改善を図るとともに、各共済事業に充当する経費を節減して、累積欠損金の解消を着実に実行する。具体的な方策としては共済事業への加入状況、資産運用環境の動向、経費節減の状況等を踏まえて、収益改善・経費節減等に関し、以下の計画を着実に実行する。</p> <p>ロ 中退共事業に関する計画</p> <p>① 収益改善の方策 i 資金運用等収入の確保 年度計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 年度計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、19年度においては、364,129百万円の掛金収入の確保を目指す。</p> <p>② 経費節減の方策 業務運営の効率化により、一般管理費などの経費を14年度に比べて少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、平成17年度に策定した累積欠損金解消計画に基づき、安全かつ効率的な資産運用と加入促進対策により収益改善に努めるとともに、経費節減を図った。 (添付資料⑧ 累積欠損金解消計画)</p> <p>ロ 中退共事業に関する計画 下記のとおり、収益の改善及び経費節減の取組を行ったが、19年度においては、金銭信託の大幅な評価損の影響を受けて当期損失が141,267百万円となり、この結果、19年度末の累積欠損金は156,381百万円に増大した。しかしながら、「累積欠損金解消計画」を策定した17年度以降19年度までの3年間で累積欠損金解消額は71,957百万円となっている(「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は180億円(18,000百万円)であり、この約4年分に相当する。)。資産運用は市場の動向に大きく左右されることから、中長期的観点から行うべきものであり、累積欠損金については、単年度ごとの変動はあるものの、累積欠損金解消計画に基づき着実に取組んでいるところである。</p> <p>① 収益改善の方策 i 資金運用等収入の確保 ・資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの維持に努め、資産運用を実施。 ・サブプライム問題を発端とする金融不安を背景とした国内外の株式市場の低迷等の影響から19年度の運用等収入は38,169百万円(運用費用144,065百万円)、決算利回りは△2.95%。</p> <p>ii 掛金収入の確保 19年度の掛金収入は、加入促進対策の効果的な実施などにより19年度目標364,129百万円に対し、404,278百万円(対年度目標達成率111.0%)となり、目標額を大きく上回った。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度 (下半期)</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画</td> <td>151,590</td> <td>319,672</td> <td>333,259</td> <td>354,714</td> <td>364,129</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>174,635</td> <td>337,924</td> <td>449,492</td> <td>418,685</td> <td>404,278</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>115.2%</td> <td>105.7%</td> <td>134.9%</td> <td>118.0%</td> <td>111.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 経費節減の方策 一般管理費などの経費については、「随意契約見直し計画」に基づき競争契約の拡大を行うとともに、単価見直し等を通じ経費節減を図り、14年度(基準額)3,919,590千円に対し、19年度決算額3,404,997千円となり、13.13%節減した。電算機借料の引き下げによる節減等を実施したことにより、19年度決算においては、予算と比較して105百万円業務経理繰入額を節減した。</p> <p>【経費節減の主な取組】 ・電算機借料の減 16,674千円</p>		15年度 (下半期)	16年度	17年度	18年度	19年度	年度計画	151,590	319,672	333,259	354,714	364,129	実績	174,635	337,924	449,492	418,685	404,278	達成率	115.2%	105.7%	134.9%	118.0%	111.0%
	15年度 (下半期)	16年度	17年度	18年度	19年度																						
年度計画	151,590	319,672	333,259	354,714	364,129																						
実績	174,635	337,924	449,492	418,685	404,278																						
達成率	115.2%	105.7%	134.9%	118.0%	111.0%																						

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																																						
	<p>ハ 林退共事業に関する計画</p> <p>①収益改善の方策</p> <p>i 資金運用等収入の確保 中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に77億円の収入を確保する。</p> <p>②経費節減の方策 中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p> <p>2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>ハ 林退共事業に関する計画</p> <p>① 収益改善の方策</p> <p>i 資金運用等収入の確保 年度計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 年度計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、19年度においては、1,474百万円の掛金収入の確保を目指す。</p> <p>② 経費節減の方策 業務運営の効率化により、一般管理費などの経費を14年度に比べて少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p> <p>2 健全な資産運用等 各共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。</p>	<p>ハ 林退共事業に関する計画</p> <p>下記のとおり、収益の改善及び経費節減に取組み、19年度末において累積欠損金は1,357百万円となり、18年度末の累積欠損金1,396百万円と比べ39百万円減少した。また、「累積欠損金解消計画」を策定した17年度以降19年度までの3年間での累積解消額は293百万円となっている（「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は92百万円であり、この約3年分に相当する。）。</p> <p>資産運用は市場の動向に大きく左右されることから、中長期的観点から行うべきものであり、累積欠損金については、単年度ごとの変動はあるものの、累積欠損金解消計画に基づき着実に取り組んでいるところである。</p> <p>① 収益改善の方策</p> <p>i 資金運用等収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金解消計画の下、資産運用の基本方針に定めた最適な資産配分である基本ポートフォリオを検証し、これに基づいて資産運用を実施。 19年度の運用等収入は132百万円（運用費用2百万円）、決算利回りは0.97%。 <p>ii 掛金収入の確保 19年度の掛金収入は、加入促進対策の効果的な実施などにより19年度目標1,474百万円に対し、1,505百万円（対年度目標達成率102.1%）となり、目標額を上回った。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度 (下半期)</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画</td> <td>862</td> <td>1,724</td> <td>1,653</td> <td>1,557</td> <td>1,474</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>879</td> <td>1,608</td> <td>1,520</td> <td>1,479</td> <td>1,505</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>102.0%</td> <td>93.3%</td> <td>92.0%</td> <td>95.0%</td> <td>102.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 経費節減の方策 業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を14年度（基準額）163,456千円に対し、19年度決算額137,953千円となり、15.60%節減した。 印刷計画を作成するなどにより、経費の節減を図り、19年度決算においては、予算と比較して3百万円業務経理への繰入額を節減した。</p> <p>【経費節減の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印刷製本費の減 743千円 <p>2 健全な資産運用等 イ 資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施している。 また、各事業本部においては、基本ポートフォリオの検証を行い、現行基本ポートフォリオを継続することを確認した。 （添付資料⑨ 平成19事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">中退共 給付経理</th> <th colspan="2">建退共</th> <th colspan="2">清退共</th> <th rowspan="2">林退共 給付経理</th> </tr> <tr> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産残高</td> <td>3,503,041</td> <td>876,214</td> <td>36,288</td> <td>6,349</td> <td>419</td> <td>13,638</td> </tr> <tr> <td>運用等収入</td> <td>38,169</td> <td>8,021</td> <td>308</td> <td>53</td> <td>4</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>運用等費用</td> <td>144,065</td> <td>13,098</td> <td>582</td> <td>62</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>決算利回り</td> <td>△2.95%</td> <td>△0.56%</td> <td>△0.73%</td> <td>△0.14%</td> <td>1.07%</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>△141,267</td> <td>△11,431</td> <td>△995</td> <td>△39</td> <td>△3</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 中退共事業においては、安全かつ効率的な資産運用に向けて次の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 有価証券信託の信託額を新たに800億円増額。 運用委託機関の評価結果に基づく資産配分のシェア変更。 乖離許容幅を超えた場合の資産間リバランス基準に基づくリバランスの実施。 <p>○ 建退共事業においては、運用委託機関の事業撤退等に伴う委託機関の新規採用及びシェア変更を行った。</p>		15年度 (下半期)	16年度	17年度	18年度	19年度	年度計画	862	1,724	1,653	1,557	1,474	実績	879	1,608	1,520	1,479	1,505	達成率	102.0%	93.3%	92.0%	95.0%	102.1%		中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理	給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	資産残高	3,503,041	876,214	36,288	6,349	419	13,638	運用等収入	38,169	8,021	308	53	4	132	運用等費用	144,065	13,098	582	62	—	2	決算利回り	△2.95%	△0.56%	△0.73%	△0.14%	1.07%	0.97%	当期純利益	△141,267	△11,431	△995	△39	△3	39
	15年度 (下半期)	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																				
年度計画	862	1,724	1,653	1,557	1,474																																																																				
実績	879	1,608	1,520	1,479	1,505																																																																				
達成率	102.0%	93.3%	92.0%	95.0%	102.1%																																																																				
	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理																																																																			
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理																																																																				
資産残高	3,503,041	876,214	36,288	6,349	419	13,638																																																																			
運用等収入	38,169	8,021	308	53	4	132																																																																			
運用等費用	144,065	13,098	582	62	—	2																																																																			
決算利回り	△2.95%	△0.56%	△0.73%	△0.14%	1.07%	0.97%																																																																			
当期純利益	△141,267	△11,431	△995	△39	△3	39																																																																			

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績								
<p>第5 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済制度の運営に反映させることにより、当該制度の改善を図ること。</p>	<p>ロ 各共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>ハ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p>	<p>ロ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会に、18年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>ハ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者を参与に委嘱し、「参与会」を2回以上開催する。聴取した機構の業務運営に対する意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p>	<p>ロ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を4回開催し、資産運用評価のあり方について審議するとともに、事業本部ごとに18年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。</p> <p>第1回 5/8 「資産運用評価のあり方」について意見交換、指摘事項のフォローアップ 第2回 6/27 「平成18事業年度資産運用結果」の報告 第3回 7/5 「平成18事業年度運用目標等の部分に関する評価報告書(案)」の審議 7/18 「平成18事業年度運用目標等の部分に関する評価報告書」の決定 第4回 9/20 「平成18事業年度資産運用結果全般にわたる個別具体的な評価について」の審議 10/30 「平成18事業年度に係る資産運用結果に対する評価報告書」を公表</p> <p>中退共事業においては、資産運用評価委員会から運用に当たっての留意事項とされた、「委託運用について、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえ、パフォーマンス改善に努めること」については、運用スタイルごとの評価を参考指標・同種ファンドとの比較により実施すること及び資産間リバランス基準の見直しの検討をしている。 清退共事業及び林退共事業においては、他の事業本部との連携、情報交換をより一層拡大する等の指摘を受け、他の事業本部の資産運用委員会に出席し、情報を入手する機会が拡大した。 (添付資料⑩ 平成18事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書)</p> <p>ハ 毎月の理事会終了後、各共済事業の概況、資産運用残高表及び運用資産の構成状況等を厚生労働省に情報提供している。 また、資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、経済・金利情勢に対応して共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、四半期ごとの資産運用委員会資料を厚生労働省に提供した。</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会などの事業主団体及び日本労働組合総連合会などの労働組合の有識者(14名)を参与に委嘱し、年度計画の取りまとめ時期などに参与会を開催して、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1226 2807 1470"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/12 (中退第1回)</td> <td>(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について</td> </tr> <tr> <td>11/30 (特退第1回)</td> <td>(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について</td> </tr> <tr> <td>3/25 (中、特合同第2回)</td> <td>(1) 中期計画(第2期)(案)及び平成20事業年度計画(案)について (2) 事業概況について</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 聴取した意見・要望を業務運営に反映させるとともに、必要に応じて厚生労働省へ報告した。</p> <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共制度加入済の事業主に係る適格年金部分を中退共制度へ移行可能とすること。(中退共) ・被共済者からの問い合わせに対する本人確認方法の検討等。(中退共) ・適年からの移行について最後までフォローなり対策をお願いしたい。(中退共) ・パートタイム労働者の加入促進についてPRすべき。(中退共) ・退職金制度の存在意義のPRと運営費交付金が削減されないようお願いしたい。(機構) ・退職金の未請求者への取組は早期に実施すべき。(中退共) 	開催日	議題	11/12 (中退第1回)	(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について	11/30 (特退第1回)	(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について	3/25 (中、特合同第2回)	(1) 中期計画(第2期)(案)及び平成20事業年度計画(案)について (2) 事業概況について
開催日	議題										
11/12 (中退第1回)	(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について										
11/30 (特退第1回)	(1) 事業概況及び平成18事業年度決算について (2) 独立行政法人評価委員会等の評価結果について (3) 退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組について										
3/25 (中、特合同第2回)	(1) 中期計画(第2期)(案)及び平成20事業年度計画(案)について (2) 事業概況について										

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>2 建設業退職金共済事業の適正化</p> <p>建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。</p> <p>① 就労日数に応じた掛金の納付の確保</p> <p>② 長期未更新者に対する退職金の確実な支給</p> <p>③ 共済証紙による掛金納付方式の見直し</p>	<p>ロ 毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を制度運営に反映させる。</p> <p>2 建設業退職金共済事業の適正化</p> <p>(1) 実態調査の実施等</p> <p>建退共事業に関して、以下の調査等を実施し、その結果を事業の改善策等の検討、その他制度運営に反映させる。</p> <p>① 建設現場等における制度の運用状況を把握するため事業主等に対する実態調査を実施する。</p> <p>② 共済契約者等に対し、被共済者の在籍状況等を定期的に調査する。</p> <p>③ 建設業関係団体の協力を得て、職種毎に、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施する。</p> <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施</p> <p>建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 共済手帳及び共済証紙の受払簿を普及させる。</p>	<p>ロ 民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方等の調査を行う。調査の結果については、制度運営に反映させる。</p> <p>ハ 引き続き、毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。</p> <p>2 建設業退職金共済事業の適正化</p> <p>(1) 実態調査の実施等</p> <p>建設業関係団体の協力を得て、職種毎に、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施する。</p> <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施</p> <p>建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図る。</p>	<p>ロ 退職金制度等の実態調査を実施した。(中退共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：10/29～11/20 ・調査対象：一般企業及びその従業員（規模別に8,000社、抽出企業正社員8,000人とパート社員16,000人） ・調査テーマ：一般企業における退職金制度の実情及びインターネットの利用状況について ・単純集計：回収率 企業調査21.2%、従業員調査25.0%、パート従業員5.0% <p>ハ 引き続き、毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <p>2 建設業退職金共済事業の適正化</p> <p>(1) 実態調査の実施等</p> <p>建設業関係団体の協力を得て、職種ごとに、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：4月、8月、10月、12月、1月、2月 ・調査対象：建設会社(11,864社) ・調査内容：制度の認知度、加入状況及び加入予定のない理由 ・調査結果：結果を加入促進活動に活用 <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施</p> <p>建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じた。</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 各種説明会、加入・履行証明書発行(発行枚数113,874枚)等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図った(説明会9回)。</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																		
	<p>② 機構と業務委託先とのオンラインの整備により、直近の共済契約者管理データを把握できるシステムを確立し、加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>③ 証紙購入高2万円未満の共済契約者を対象としていたものを拡大し、証紙購入高に拘わらず、一定期間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請する。</p> <p>④ 元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底をするとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式を普及させる。</p> <p>⑤ 元請事業主に対して、「建退共現場標識」の掲示を普及させることにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知をするとともに、制度加入に対する意識を高める。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等 ① 3年間手帳の更新のない被共済者について、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請する。</p>	<p>② 加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>③ 証紙購入高にかかわらず、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請する。</p> <p>④ 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底を図るとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式の普及を図る。</p> <p>⑤ 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、元請事業主に対して、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示の普及を推進することにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知を図るとともに、制度加入に対する意識を高める。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等 ① 3年間手帳の更新のない被共済者について、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請する。</p>	<p>② 加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。</p> <p>③ 証紙購入高にかかわらず、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請した(要請文書の送付12,238件)。 17年度に実施した要請において「履行の意思有り」と回答した共済契約者のうち、19年度においても依然として履行の改善がみられない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請した(要請文書の送付1,456件)。</p> <table border="0" data-bbox="1528 756 1914 850"> <tr> <td>要請件数</td> <td>1,456件</td> </tr> <tr> <td>うち履行件数</td> <td>216件</td> </tr> <tr> <td>解除件数</td> <td>1,240件</td> </tr> </table> <p>④ 各種説明会、加入・履行証明書発行(発行枚数113,874枚)等の機会をとらえ、元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底を図るとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式の普及を図るよう要請した。</p> <p>⑤ 各種説明会、加入・履行証明書発行(発行枚数113,874枚)等の機会をとらえ、元請事業主に対して、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示の普及を推進することにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知を図るとともに、制度加入に対する意識を高めるよう要請した。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等 ① 3年間手帳の更新のない被共済者を事業主を通じて把握し、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請(要請文書の送付39,047件)するとともに、無回答の事業主(14,542件)に対し2次調査(電話による追跡調査)を実施した結果、手帳の更新や退職金請求などの大幅な改善が見られた。</p> <table border="0" data-bbox="1528 1627 2359 1732"> <tr> <td>要請件数</td> <td>39,047件</td> <td>対前年度比</td> <td>18.1%増</td> </tr> <tr> <td>うち手帳更新件数</td> <td>3,853件</td> <td>対前年度比</td> <td>25.3%増</td> </tr> <tr> <td>退職金請求件数</td> <td>2,507件</td> <td>対前年度比</td> <td>23.3%増</td> </tr> </table>	要請件数	1,456件	うち履行件数	216件	解除件数	1,240件	要請件数	39,047件	対前年度比	18.1%増	うち手帳更新件数	3,853件	対前年度比	25.3%増	退職金請求件数	2,507件	対前年度比	23.3%増
要請件数	1,456件																				
うち履行件数	216件																				
解除件数	1,240件																				
要請件数	39,047件	対前年度比	18.1%増																		
うち手帳更新件数	3,853件	対前年度比	25.3%増																		
退職金請求件数	2,507件	対前年度比	23.3%増																		

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供システムを構築するとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知を行う。</p> <p>ハ 被共済者の重複加入のチェックの実施 実際の就労日数に見合った退職金が確保されるよう、被共済者の重複加入をチェックするシステムを構築する。</p> <p>(3) 新たな掛金納付方式の検討 共済契約者の事務負担の軽減をするとともに、制度の適正な履行を促進する観点から、手帳・証紙方式に代わる、新たな掛金納付方式の導入に関し、これまでの検討成果を踏まえて、そのための調査等を行う。</p>	<p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供を行うとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知を行う。</p> <p>ハ 被共済者の重複加入のチェックの実施 実際の就労日数に見合った退職金が確保されるよう、被共済者の重複加入をチェックするシステムを構築する。</p>	<p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供を行うとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知(被共済者に対する通知144,309件)を行い、その際、証紙貼付状況の確認についても促した。</p> <p>ハ 被共済者の重複加入のチェックの実施 実際の就労日数に見合った退職金が確保されるよう、被共済者の重複加入をチェックするシステムを構築した。</p> <p>ニ 長期未更新者に対する取組の強化を図る観点から、退職金請求手続き・共済手帳の更新手続き等に関する問い合わせの呼びかけを幅広く実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・業界紙(地方専門紙含む)へ広告の掲載 16社 ・関係団体の広報誌へ掲載 11団体 ・共済契約者向けチラシの備付・配布(47支部) 94,000部 ・被共済者向けポスターの備付・配布(47支部) 94,000部

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>3 中期計画の定期的な進行管理 中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営に努めること。</p>	<p>3 中期計画の定期的な進行管理 機構として中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営を行う。</p>	<p>3 中期計画の定期的な進行管理 ○ 機構として中期計画の進行状況を定期的に把握するため、業務推進委員会を開催し、四半期ごとに年度計画の進捗状況等の検証を行い、必要に応じて業務運営の改善を行う。</p> <p>○ 18年度までに実施してきた諸施策の実績を分析し、必要な見直しを行い、20年度以降の事業に反映させる。</p>	<p>3 中期計画の定期的な進行管理 ○ 年度計画の進捗状況については、役員等で構成する業務推進委員会を開催し、各事業本部等からの18事業年度実績報告、暫定期間実績報告に関する審議及び19事業年度の四半期における項目ごとの進捗状況等の報告を受け、年度計画の検証を行った。</p> <p>【主な措置】 ・四半期ごとの予算執行状況、予定外の必要経費を踏まえ、経費節減の指示 ・新規加入者の状況を随時把握し、各事業本部の達成状況に即した対応策について審議するなどして加入促進を強化 ・次期中期計画での加入促進対策について、各事業を取巻く環境を考慮した対策を立てるよう指示。</p> <p>○19年度は業務推進委員会を5回開催した。 4/24～26 「18事業年度実績報告(速報)」「暫定期間実績報告(速報)」に基づき審議 6/11 機構の「18事業年度実績報告書(案)」「暫定期間実績報告書(案)」の審議 7/25、8/1～2 19事業年度第1・四半期の進捗状況の報告に基づき審議 10/16～19 19事業年度上半期進捗状況及び下半期計画の報告に基づき審議 1/21～22 19事業年度第3・四半期の進捗状況の報告に基づき審議</p> <p>〈未請求・長期未更新対策について〉 ○ 中退共事業においては、退職金等未請求者を縮減するため、19年7月に関係役員及び部長等で検討委員会を設け、対応策を検討するとともに実施状況を検証した(12回開催)。 ・9月から平成14年度退職者で退職金等未請求者について、事業主を通じて住所情報を入手し、未請求者に機構から直接請求を要請する取組を開始した。 ・10月以降はフリーコールを設置し、退職者からの照会に対応した。 ・20年度以降の未請求者縮減対策を取りまとめた。 ○ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、長期間共済手帳の更新のない被共済者について最終更新事業主を通じて住所情報を入手し、手帳の更新又は退職金の請求を要請する取組を実施するとともに、20年度以降の長期未更新者縮減対策を取りまとめた。</p> <p>◎次期中期目標期間に以下の取組を行うことを決定した。 〈未請求・長期未更新対策について〉 ○ 確実な退職金支給の取組として、各事業本部において被共済者に対し、加入時に加入通知を送付するとともに、 ・中退共事業では、退職金未請求者がいる共済契約者に当該被共済者の住所情報を求め、当該被共済者に対して退職金請求手続を要請する取組を継続して実施。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業では、被共済者の加入時及び共済手帳更新時等において被共済者の住所を把握し、その住所をデータベース化するとともに、長期間共済手帳の更新のない被共済者について最終更新事業主を通じて住所情報を入手し、手帳の更新又は退職金の請求を要請する取組を継続して実施。</p> <p>〈その他〉 ○ 業務処理の迅速化として、厚生労働省独立行政法人評価委員会で指摘を受けていた、退職金給付審査の事業本部によるばらつきを解消するため、建退共事業、清退共事業及び林退共事業の処理期間を退職金共済業務・システム最適化計画の実施に併せ、統一する。 ○ 加入促進対策の効果的実施対策として、中退共事業においては、特定の都道府県における重点的取組を廃止し、今後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。また、機構が委嘱した普及推進員等により個別事業主に対する新規加入促進への重点化を図る。</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円</p> <p>2 想定される理由 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円</p> <p>2 想定される理由 ○ 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画に関しては、計画の範囲において既存経費を見直し、新規対策の経費に充当するなど適正に執行した。 運営費交付金の収益化に当たっては、費用進行基準により適正に執行した。</p> <p>1 予算の執行状況 ① 総括 別紙1のとおり ② 中退共勘定 別紙2のとおり ③ 建退共勘定 別紙3のとおり ④ 清退共勘定 別紙4のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙5のとおり</p> <p>2 収支計画の執行状況 ① 総括 別紙6のとおり ② 中退共勘定 別紙7のとおり ③ 建退共勘定 別紙8のとおり ④ 清退共勘定 別紙9のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙10のとおり</p> <p>3 資金計画の執行状況 ① 総括 別紙11のとおり ② 中退共勘定 別紙12のとおり ③ 建退共勘定 別紙13のとおり ④ 清退共勘定 別紙14のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙15のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額 短期借入については、19年度において実績なし</p>

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求める。</p> <p>② これまでの研修結果を踏まえ、業務運営の中核的人材の育成を含めた19年度研修計画を策定、実施する。また、業務に関連する分野の資格取得を資金面等から支援する。</p> <p>③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に、若年層については、その資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を幅広く行う。</p> <p>④ 年金積立金管理運用独立行政法人との交流実績を踏まえ、資産運用を担う人材育成のあり方を検討する。</p> <p>⑤ 18年度人事評価制度実施状況を踏まえ、その見直しを行う。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>① 資質の高い人材の確保のため、平成20年度の職員採用の募集時期を例年より早めて行った。(募集開始 5/1～)募集に当たっては、公共職業安定機関や大学だけでなく専門学校に対しても採用案内を送付するとともに、機構ホームページに掲載した。</p> <p>また、平成21年度の職員採用に当たっては、民間企業における新卒(平成21年卒)採用見通しが、引き続き増加傾向にある中で、資質の高い人材の確保が一層困難となることが予想されたことから、ホームページにおける採用案内の掲載内容を、学生等からみて、親しみやすく、若手職員の仕事内容がイメージできるよう、若手職員からのメッセージを掲載するよう見直しを図ることとした。</p> <p>② 各職務階層別の研修及び資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を体系化した能力開発プログラムに基づき、18年度の実施結果を踏まえて策定した19年度研修計画を策定し、以下の研修を実施した。</p> <p>97講座・737名参加</p> <p>i 基本研修(各職務別)17講座・514名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織開発・全体研修(5講座) ・節目研修(11講座) ・専門能力等研修(1講座) <p>ii 実務研修(各部門別)80講座・223名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事・会計関係(32講座) ・資金運用関係(44講座) ・システム関係(3講座) ・給付業務関係(1講座) <p>中核的人材育成を目的として、課長級職員を対象に、現在機構が直面している様々な課題に対して、その解決方法を論理的思考により構築させ、役員に対して効果的にプレゼンテーションするトレーニング研修を実施した。保険数理の専門的知識を付与するため、7か月間「アクチュアリー講座」を受講させた。</p> <p>また、業務に関連する分野の資格取得を資金面等から支援するため、以下の受検料等への補助を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士試験(国家試験) 合格者1名 ・日本商工会議所簿記検定試験(3級) 合格者1名 ・ビジネス実務法務検定試験(2級) 合格者1名 ・ビジネス実務法務検定試験(3級) 合格者3名 ・B A T I C(国際会計検定試験)Subject1 合格者1名 ・キャリアコンサルタント試験((社)日本産業カウンセラー協会) 合格者1名 <p>③ 人事評価結果を活用しつつ、職員の能力・適性・経験等を踏まえて適材適所の人事配置をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるため、若年層については機構内の人事異動を幅広く行った。 ・将来のキャリア形成及び実務知識について総合的に勘案し、マネジメント能力等の優れた人材を管理職に登用するなど、適材適所の人事異動を行った。 <p>④ 年金積立金管理運用独立行政法人へ出向させた職員を資金運用部署へ配置するとともに、資産運用を担う人材育成のあり方について検討を行った。</p> <p>⑤ 19年度の人事評価制度を実施するにあたり、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課(室)の目標設定に当たって職員の参加意識を徹底するために課(室)員全員で十分に検討すること。 ・個人目標の設定を適切に設立するために、期初面接の際に職員の意思を尊重しつつも、上司も十分な意見交換を行うこと。

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 1 9 事 業 年 度 計 画	平成 1 9 事 業 年 度 業 務 実 績
	<p>2 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の95%とする。 (参考1) ①期初の常勤職員数 270 名 ②期末の常勤職員数の見込 257 名 (参考2)中期計画期間中の人件費総額 中期計画期間中の人件費総額 見込9,535百万円</p>	<p>2 人員に関する指標 ①18年度末の常勤職員数 262 名 ②19年度末の常勤職員数 257 名</p>	<p>2 人員に関する指標の状況 18年度末の常勤職員数262名 19年度末の常勤職員数257名</p> <p>事務処理の効率化等により、5名の削減を行った。併せて、国家公務員の給与改革を踏まえて俸給表の見直し等を行ってきたことにより、19年度においては中期目標期間における削減目標17年度比3%以上削減を大きく上回る17年度比5.89%の削減を行った。</p>

予算（平成19年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
収 入	470,912	509,650
運営費交付金収入	3,662	3,662
国庫補助金収入	7,991	7,312
業務収入	457,897	497,429
掛金等収入	413,249	453,729
運用収入等	44,648	43,700
業務外収入	17	7
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定より受入	646	508
建設業 退職金共済事業等勘定より受入	664	702
清酒製造業 退職金共済事業等勘定より受入	2	0
林業 退職金共済事業等勘定より受入	33	30
支 出	470,912	485,315
退職給付金等	453,463	474,425
業務経費	7,274	8,917
退職金共済事業関係経費	4,206	6,187
運用費用等	3,065	2,728
業務委託手数料	3	2
一般管理費	2,782	733
人件費	2,683	541
その他一般管理費	99	192
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定へ繰入	676	729
建設業 退職金共済事業等勘定へ繰入	637	497
清酒製造業 退職金共済事業等勘定へ繰入	2	—
林業 退職金共済事業等勘定へ繰入	30	14
その他の支出（資産受入れ）	6,048	—

予算（平成19年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
収 入	409,936	448,135
運営費交付金収入	2,855	2,855
国庫補助金収入	6,444	6,083
業務収入	399,949	438,464
掛金等収入	363,454	403,478
運用収入等	36,495	34,986
業務外収入	12	4
建設業 退職金共済事業等勘定より受入	651	699
清酒製造業 退職金共済事業等勘定より受入	1	0
林業 退職金共済事業等勘定より受入	24	30
支 出	409,936	404,136
退職給付金等	379,534	397,016
業務経費	4,848	6,161
退職金共済事業関係経費	2,123	3,713
運用費用等	2,722	2,446
業務委託手数料	3	2
一般管理費	2,083	451
人件費	2,025	349
その他一般管理費	58	102
建設業 退職金共済事業等勘定へ繰入	627	497
清酒製造業 退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—
林業 退職金共済事業等勘定へ繰入	18	11
その他の支出(資産受入れ)	22,825	—

予算（平成19年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
収 入	74,633	59,358
運営費交付金収入	543	543
国庫補助金収入	1,474	1,176
業務収入	56,180	57,139
掛金等収入	48,239	48,627
運用収入等	7,941	8,512
業務外収入	3	3
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定より受入	627	497
清酒製造業 退職金共済事業等勘定より受入	1	—
林業 退職金共済事業等勘定より受入	9	0
その他の収入(資産取崩し)	15,796	—
支 出	74,633	78,762
退職給付金等	71,183	75,338
業務経費	2,320	2,544
退職金共済事業関係経費	1,982	2,262
運用費用等	338	282
業務委託手数料	0	0
一般管理費	466	178
人件費	445	101
その他一般管理費	21	77
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定へ繰入	651	699
清酒製造業 退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—
林業 退職金共済事業等勘定へ繰入	12	3

予算（平成19年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
収 入	756	303
運営費交付金収入	118	118
国庫補助金収入	4	3
業務収入	186	182
掛金等収入	113	115
運用収入等	73	67
業務外収入	1	0
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定より受入	1	—
建設業 退職金共済事業等勘定より受入	1	—
林業 退職金共済事業等勘定より受入	0	—
その他の収入(資産取崩し)	445	—
支 出	756	643
退職給付金等	609	511
業務経費	37	89
退職金共済事業関係経費	35	89
運用費用等	2	—
業務委託手数料	0	0
一般管理費	108	43
人件費	98	37
その他一般管理費	10	6
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定へ繰入	1	0
建設業 退職金共済事業等勘定へ繰入	1	—
林業 退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—

予算（平成19年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
収 入	2,364	1,854
運営費交付金収入	146	146
国庫補助金収入	69	50
業務収入	1,582	1,644
掛金等収入	1,443	1,509
運用収入等	139	135
業務外収入	1	0
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定より受入	18	11
建設業 退職金共済事業等勘定より受入	12	3
清酒製造業 退職金共済事業等勘定より受入	—	—
その他の収入(資産取崩し)	536	—
支 出	2,364	1,774
退職給付金等	2,137	1,560
業務経費	69	123
退職金共済事業関係経費	66	123
運用費用等	3	0
一般管理費	125	61
人件費	115	54
その他一般管理費	10	7
一般の中小企業 退職金共済事業等勘定へ繰入	24	30
建設業 退職金共済事業等勘定へ繰入	9	0
清酒製造業 退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—

収支計画（平成19年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
經常費用	4,950,943	664,956
事業費用	458,090	640,790
一般管理費	7,156	768
退職給付引当金繰入	34	—
貸倒引当金繰入	26	—
支払備金繰入	79,546	15,283
責任準備金繰入	4,406,061	8,115
事業外費用	30	—
經常収益	5,017,249	511,364
事業収益	519,296	500,208
運営費交付金収入	3,617	3,830
国庫補助金収入	7,991	7,312
資産見返補助金戻入	10	11
貸倒引当金戻入	26	0
支払備金戻入	79,019	—
責任準備金戻入	4,407,274	—
事業外収益	16	3
純利益	66,306	△ 153,592
総利益	66,306	△ 153,592

収支計画（平成19年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	4,036,582	592,556
事業費用	383,040	547,430
一般管理費	4,383	527
退職給付引当金繰入	26	—
貸倒引当金繰入	26	—
支払備金繰入	75,107	14,563
責任準備金繰入	3,573,984	30,036
事業外費用	16	—
経常収益	4,092,511	451,298
事業収益	455,848	442,230
運営費交付金収入	2,828	2,971
国庫補助金収入	6,444	6,083
資産見返補助金戻入	10	11
貸倒引当金戻入	26	0
支払備金戻入	74,432	—
責任準備金戻入	3,552,911	—
事業外収益	12	3
純利益	55,929	△ 141,258
総利益	55,929	△ 141,258

収支計画（平成19年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	891,591	93,141
事業費用	72,264	92,275
一般管理費	2,443	153
退職給付引当金繰入	5	—
支払備金繰入	4,342	713
責任準備金繰入	812,526	—
事業外費用	11	—
経常収益	901,851	80,771
事業収益	61,610	57,459
運営費交付金収入	534	573
国庫補助金収入	1,474	1,176
資産見返補助金戻入	0	—
支払備金戻入	4,485	—
責任準備金戻入	833,745	21,563
事業外収益	3	0
純利益	10,260	△ 12,370
総利益	10,260	△ 12,370

収支計画（平成19年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	6,337	705
事業費用	613	662
一般管理費	141	43
退職給付引当金繰入	1	—
支払備金繰入	9	—
責任準備金繰入	5,572	—
事業外費用	1	—
経常収益	6,357	680
事業収益	207	172
運営費交付金収入	115	127
国庫補助金収入	4	3
資産見返補助金戻入	—	0
支払備金戻入	10	8
責任準備金戻入	6,021	370
事業外収益	0	0
純利益	20	△ 25
総利益	20	△ 25

収支計画（平成19年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
経常費用	16,433	1,804
事業費用	2,173	1,716
一般管理費	189	61
退職給付引当金繰入	2	—
支払備金繰入	88	15
責任準備金繰入	13,979	12
事業外費用	2	—
経常収益	16,530	1,865
事業収益	1,631	1,656
運営費交付金収入	140	159
国庫補助金収入	69	50
支払備金戻入	92	—
責任準備金戻入	14,597	—
事業外収益	1	0
純利益	97	61
総利益	97	61

資金計画（平成19年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決算額
資金支出	772,635	1,135,782
業務活動による支出	464,312	480,959
業務支出	457,359	473,598
人件費	2,425	3,463
管理諸費	4,305	3,898
その他の支出	223	—
投資活動による支出	286,286	624,217
財務活動による支出	232	16
次年度への繰越金	21,805	30,590
資金収入	772,635	1,135,782
業務活動による収入	470,963	509,478
業務収入	459,294	498,489
運営費交付金による収入	3,662	3,662
国庫補助金による収入	7,991	7,325
その他の収入	16	2
投資活動による収入	274,352	608,231
前年度からの繰越金	27,320	18,073

資金計画（平成19年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
資金支出	623,070	983,830
業務活動による支出	386,565	401,001
業務支出	382,383	396,641
人件費	1,777	2,711
管理諸費	2,182	1,649
その他の支出	223	—
投資活動による支出	234,921	574,785
財務活動による支出	151	16
次年度への繰越金	1,433	8,028
資金収入	623,070	983,830
業務活動による収入	410,058	449,055
業務収入	400,747	440,102
運営費交付金による収入	2,855	2,855
国庫補助金による収入	6,444	6,096
その他の収入	12	2
投資活動による収入	211,132	532,451
前年度からの繰越金	1,880	2,324

資金計画（平成19年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
資金支出	144,459	145,694
業務活動による支出	74,632	78,829
業務支出	72,190	76,096
人件費	439	531
管理諸費	2,003	2,202
その他の支出	—	—
投資活動による支出	49,537	44,568
財務活動による支出	64	—
次年度への繰越金	20,226	22,297
資金収入	144,459	145,694
業務活動による収入	58,764	59,549
業務収入	56,744	57,830
運営費交付金による収入	543	543
国庫補助金による収入	1,474	1,176
その他の収入	3	0
投資活動による収入	60,611	70,887
前年度からの繰越金	25,084	15,258

資金計画（平成19年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
資金支出	1,551	3,852
業務活動による支出	753	642
業務支出	613	512
人件費	96	94
管理諸費	44	36
投資活動による支出	727	3,096
財務活動による支出	17	—
次年度への繰越金	54	114
資金収入	1,551	3,852
業務活動による収入	312	308
業務収入	190	187
運営費交付金による収入	118	118
国庫補助金による収入	4	3
その他の収入	0	0
投資活動による収入	933	3,217
前年度からの繰越金	306	327

資金計画（平成19年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決算額
資金支出	3,555	3,705
業務活動による支出	2,362	1,786
業務支出	2,173	1,590
人件費	113	127
管理諸費	76	69
投資活動による支出	1,101	1,768
次年度への繰越金	92	151
資金収入	3,555	3,705
業務活動による収入	1,829	1,865
業務収入	1,613	1,669
運営費交付金による収入	146	146
国庫補助金による収入	69	50
その他の収入	1	0
投資活動による収入	1,676	1,676
前年度からの繰越金	50	164

平成 19 事業年度業務実績報告書添付資料

添付資料①	能力開発プログラムの概要……………	1
添付資料②	退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画……………	2
添付資料③	ホームページサイトマップ……………	2 0
添付資料④	ホームページ上における照会・要望の受付状況（19 年度） ……	2 5
添付資料⑤	「ご利用者の声」19 年度集計結果……………	2 6
添付資料⑥	適格退職年金制度から中退共制度への移行について……………	2 7
添付資料⑦	緑の雇用担い手育成対策事業 ……	2 8
添付資料⑧	累積欠損金解消計画（中退共・林退共） ……	2 9
添付資料⑨	平成 19 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況（一般の中小企業、 建設業、清酒製造業、林業退職金共済事業） ……	3 9
添付資料⑩－ 1	一般の中小企業退職金共済事業における平成 18 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	4 5
添付資料⑩－ 2	建設業退職金共済事業における平成 18 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	6 1
添付資料⑩－ 3	清酒製造業退職金共済事業における平成 18 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	8 4
添付資料⑩－ 4	林業退職金共済事業における平成 18 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	1 0 4

能力開発プログラムの概要

職 務	基 本 研 修			実 務 研 修		自己啓発に対する支援	その他			
	組織開発・全体研修	節 目 研 修	[専 門 能 力 等 研 修]	各 部 門 別						
部・次長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修 個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修 資産運用に係るトピックス的情報の提供	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新任管理職研修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新任代理研修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新任係長研修</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 新規採用者研修 </div>	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修	資産運用基礎研修 I・II 企業年金制度研修 独法会計・経理基礎研修 エクセル等の基礎研修	クレーム処理能力研修 プレゼンテーション能力研修	○ OJT・職場内実務訓練 ○ 他の部課からの異動者研修 ○ 外部セミナーへの派遣	人事・会計部門 / 独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修 契約・給付・相談部門 / クレーム処理能力等の向上のための研修等 加入促進等部門 / プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 資産運用部門 / 資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 システム部門 / データベース、ネットワーク、プログラミング等に関する実務研修	簿記検定 ファイナンシャルプランナー 証券アナリスト 社会保険労務士 等資格取得支援制度 通信教育受講費の補助 受検料の補助 受検日の特別休暇化	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流
課・室長										
課・室長代										
係 長										
主任 係 員										

(注) ・基本研修及び自己啓発に対する支援については、各部の協力を得ながら、総務部で企画・立案を行い、実施する。
 ・実務研修については、総務部と連携を図りつつ、各部で企画・立案を行い、実施する。

退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画

2008年（平成20年）3月31日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

第1	業務・システムの概要.....	4
1	対象範囲.....	4
	(1) 中退共制度に関する業務・システム.....	4
	(2) 特退共制度に関する業務・システム.....	4
2	最適化の基本理念.....	5
第2	最適化の実施内容.....	6
1	システムの機能統合と構成の見直し.....	6
	(1) 中退共電算システム・特退共電算システムの基盤統合.....	6
	ア システム基盤の統合.....	6
	イ ネットワークの統合.....	6
	ウ 端末の共通化.....	7
	エ 特退共システムのデータベース統合.....	7
	(2) メインフレームのオープン化.....	7
	(3) オープンなソフトウェアの活用.....	7
	ア 標準技術の積極的採用.....	7
	イ 中退共システムのデータベース処理方式の統一.....	8
	ウ パッケージソフトウェアの活用.....	8
	(4) 適正なスペックサイジング.....	8
	ア CPU 資源の有効活用.....	8
	イ ディスク資源の有効活用.....	8
	ウ プリンタの有効活用.....	9
	(5) 外部連携先とのデータ伝送の促進.....	9
2	業務の効率化・合理化.....	9
	(1) 入力業務手順の簡略化.....	9
	(2) 建退共の業務・システム効率化.....	10
	ア 支部端末の統合及びオンライン化.....	10
	イ 本部システム機能の集約.....	10
	ウ 支部と事業本部間の帳票イメージ伝送の実現.....	11
	エ 共済手帳のバーコード化.....	11
	(3) 清退共・林退共の業務・システム効率化.....	11
	ア 業務・システムの共通化.....	12
	イ OCR 化を前提とした特退共 3 事業の帳票統一.....	12
	(4) 帳票出力方式の見直し.....	12
	ア 処理結果確認用帳票の出力削減.....	12

イ	顧客送付帳票出力の外部委託.....	13
(5)	移動通算業務・システムの一元化.....	13
(6)	共済契約者情報の一元管理.....	13
(7)	各種申請書の様式等の見直し.....	14
ア	申請書様式の見直し.....	14
イ	ホームページ FAQ の拡充、ダウンロード様式の追加.....	14
ウ	機構送付物の案内見直し.....	14
3	安全性、信頼性の確保.....	14
(1)	セキュリティに関するルールの明文化.....	15
(2)	セキュリティに関するルールの周知並びに教育の徹底.....	15
(3)	業務委託先のセキュリティ管理.....	15
(4)	業務継続性の確保.....	16
ア	事業継続計画の策定.....	16
イ	システムの信頼性向上.....	16
ウ	遠隔地での情報保管.....	16
4	調達における透明性の確保.....	16
(1)	競争入札への移行.....	16
(2)	アンバンドル調達の実施.....	16
(3)	著作権等の知的所有権の明確化.....	17
(4)	調達管理プロセスの確立.....	17
5	業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備.....	17
(1)	システム管理体制の見直し.....	17
(2)	システム管理部門の能力向上.....	18
第3	最適化工程表.....	18
第4	現行体系及び将来体系.....	18

第1 業務・システムの概要

1 対象範囲

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、中小企業事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を設け、これにより中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としており、中小企業の事業主に雇用される従業員を対象とした一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）及び特定業種（建設業、清酒製造業、林業の3業種が厚生労働大臣に指定されている。）に属する事業主に期間を定めて雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度（以下「特退共制度」という。）から成っている。

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業退職金共済制度の運営主体として、制度の運営に必要な各種手続処理及び掛金運用等の業務を行っている。また、機構は、平成15年10月から独立行政法人へ移行しており、事業運営に当たっては「自律性」、「効率性」、「透明性」を確保した上で、制度を安定的、効率的に運営することが求められている。

「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画（以下「本計画」という。）」において最適化の対象となる業務・システムは、中退共制度及び特退共制度に係る共済契約締結業務、掛金収納業務、退職金等支払業務及び各種変更処理業務並びにこれらの業務を実施するためのシステムである。

(1) 中退共制度に関する業務・システム

中退共制度は、中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業本部にて業務運営を行っている。

業務の概要として、事業主を共済契約者とした退職金共済契約の締結、掛金の請求・収納、被共済者としての従業員に対する退職金等の支払、掛金月額の変更、退職金試算、中退共制度に関する各種照会等の問合せ対応などの業務を行っている。

また、これらの業務を処理するシステムとして、「中退共電算システム」を運用している。

(2) 特退共制度に関する業務・システム

特退共制度は、特定業種ごとにそれぞれ、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業本部、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業本部、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業本部で業務運営を行っている。

中退共制度との相違点として、特退共制度は被共済者が事業主間を移動することを前提とした制度である点が挙げられる。そのため、掛金の納付方法が、中退共制

度では、共済契約者の預金口座からの引き落としにより行われるが、特退共制度においては、共済契約者が金融機関にて共済証紙を購入し、被共済者の勤務実績に応じて、被共済者が所持する共済手帳に証紙を貼付する形で行われている。

業務の概要として、事業主を共済契約者とした退職金共済契約の締結、共済契約者の共済証紙購入実績を管理する掛金収納、証紙貼付満了時の共済手帳更新、被共済者としての従業員に対する退職金等の支払、特退共制度に関する問合せへの対応などの業務を行っている。

また、これらの業務を処理するシステムとして、「建退共・清退共・林退共の被共済者管理システム（以下「特退共被共済者システム」という。）」、「建退共共済契約者管理システム（以下「建退共契約者システム」という。）」、「建退共本部・支部オンラインシステム（以下「建退共 NET」という。）」、「建退共共済手帳作成システム（以下「建退共手帳作成システム」という。）」及び「清退共・林退共退職金共済業務システム（以下「清・林退共システム」という。）」を運用している。

2 最適化の基本理念

退職金共済業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、機構業務の自律的、効率的な運営を実現するため、費用対効果が高く効率的なサービスの提供を目標とし、業務の効率化・合理化、利用者の利便性の維持・向上、安全性・信頼性の確保、経費削減を図ることを基本理念とする。

業務の効率化・合理化に当たっては、現行業務の処理手続を見直し、効率的に業務を実施するためのシステム化を図る。加えて、費用対効果を考慮した上で、外部委託が可能な事務については外部委託することで、事務経費の削減を図る。

また、利用者の利便性の維持・向上に当たっては、業務の効率化・合理化に併せて意思決定及び事務処理の迅速化を図ることにより、各種手続の処理期間を短縮する。

安全性・信頼性の確保に当たっては、退職金共済業務は大量の企業情報及び個人情報扱う業務であること並びに長期間のシステム停止が許されない業務であることを踏まえ、セキュリティ及び信頼性の確保に万全を期するものとする。

経費削減に当たっては、業務の効率化・合理化による事務処理経費の削減と共に、システムの最適化によるシステム運用及び保守経費の削減を目標とする。システムの最適化に当たっては、システム全体のオープン化を進めるとともに、ハードウェア及びソフトウェアについては、汎用製品を使用することを念頭に置き、利便性、柔軟性が高く、かつ費用対効果が高いシステムの構築を図る。また、調達や契約に関しても、透明性や公正性の向上を推進し、一般競争入札を実施することで、適正な競争原理に基づく費用削減を図る。

第2 最適化の実施内容

「第1 業務・システムの概要」の「2 最適化の基本理念」を踏まえ、本計画を実施することにより、年間 2.6 億円（試算値）の経費削減及び年間延べ 32,650 時間（試算値）の業務処理時間の短縮効果が見込まれる。

1 システムの機能統合と構成の見直し

現在、複数の分散しているシステム基盤を統合し、運用及び保守の一元化を図ると同時に、メインフレームのオープン化及び汎用的なソフトウェアの活用により、システム運用及び保守経費の削減を図る。

(1) 中退共電算システム・特退共電算システムの基盤統合

ア システム基盤の統合

現在、機構では事業本部ごとに情報システムを構築しており、さらに各事業本部内においても複数の独立したシステムを併用している。各システムは他のシステムから独立しているため、サーバやプリンタ等のハードウェア資源を個別に設置する必要があり、管理対象となるシステムの増加及びハードウェア資源の稼働率の低下等の問題がある。

最適化後のシステム（以下「次期システム」という。）においては、中退共と特退共の各システムのハードウェア資源をシステム基盤として統合し、一元的な管理・運用を実施する。

これによりハードウェア資源を有効活用し、稼働率を向上させる。また、管理対象となるシステムを削減することにより、システム全体の効率的な運用を実現する。

イ ネットワークの統合

現在、機構ビル内には、中退共電算システムのオンライン処理を実施するための中退共 LAN と、インターネットなど外部に接続している機構 LAN の 2 系統のネットワークがあり、相互にアクセスすることができない。また、ネットワークに加え、サーバやプリンタ等のハードウェア資源が重複しているなど、費用対効果において問題がある。

本計画の実施においては、中退共 LAN と機構 LAN のネットワークを統合するとともに、サーバやプリンタ等のハードウェア資源の共有化を図ることとする。

ウ 端末の共通化

機構では、機構 LAN 用の端末の他に、各システム別に、中退共事業本部においては中退共 LAN 用、建退共事業本部においては建退共手帳作成システム用、清退共・林退共事業本部においては清・林退共システム用の端末をそれぞれ使用しているため、いずれの場合においても、職員は複数の端末を操作する必要があり、業務の効率性及び運用経費の面で問題がある。

本計画の実施においては、事業本部ごとに複数設置された端末の機能を、それぞれ 1 台に集約することで、効率的に業務を行うこととする。

これにより、次期システムでは運用経費の削減を図るとともに、システム利用者の利便性を向上させる。

エ 特退共システムのデータベース統合

特退共の各システムは、業務の目的に応じ個別に構築されたものであるため、複数のシステムが存在する。各システムは個別に運用しており、システム間をネットワーク等で連携していないため、データベースが分散され、システム間の整合性に問題があるとともに、プログラム修正などが発生した場合に関連するシステムを複数修正しなければならないなど非効率な運用となっている。

システム統合により、特退共内で複数のシステムに分散したデータベースを集約し、データの整合性を担保することで、システム運用及び保守の効率化を図ることとする。

(2) メインフレームのオープン化

現在、中退共電算システム、特退共被共済者システム及び建退共契約者システムはメインフレーム上で稼動し、特定のメーカーに依存した技術で構築していることから、保守及び運用業務の委託先が限られ、競争原理が働かないという問題がある。

本計画の実施により、次期システムはオープン系システムとすることにより、複数の業者による競争入札を実施することとする。

(3) オープンなソフトウェアの活用

ア 標準技術の積極的採用

現在、中退共電算システム、特退共被共済者システム及び建退共契約者システムはメインフレーム上で稼動しており、特定メーカー固有のソフトウェアのみでしか稼動しない環境にある。このように特定の技術や製品に依存しているため、調達における自由度が損なわれている。

本計画の実施により、次期システムは標準的な技術や製品を導入することで、情報システム調達等の自由度を高めることとする。

イ 中退共システムのデータベース処理方式の統一

中退共電算システムの業務システムは、メインフレーム上のネットワークデータベース処理方式を用いて構築しているが、決算・統計業務においては一部オープン系システムのリレーショナルデータベース処理方式も用いている。

そこで、次期システムにおいては DBMS (Database Management System : データベース管理システム) をリレーショナルデータベースに統一することで、システム管理上の負担の低減、及び各システムの相互運用性の向上を実現する。

ウ パッケージソフトウェアの活用

本計画の実施に当たり、システムの安全性・信頼性の確保、導入後の運用及び保守の容易性並びにシステムライフサイクルにおける費用対効果を考慮した上で、汎用的なシステム機能については、パッケージソフトウェアの活用を図る。

(4) 適正なスペックサイジング

ア CPU 資源の有効活用

現在、中退共のメインフレームは、バッチ処理におけるピーク時の業務量を期限内に処理できる性能の CPU が導入されているが、バッチ処理を行っていない時間帯では、必ずしも CPU 資源を有効に活用しているとはいえない。

本計画の実施においては、システム構成をメインフレームからオープン系システムに変更するとともに、システム基盤統合に伴う特退共処理の増分も含め、業務スケジュールに支障のないよう留意した上で、過剰なシステム投資とならないよう、処理量に見合った適正な性能の CPU 構成とする。

これにより CPU 資源の費用対効果を高め、効率的なシステム運用を実現する。

イ ディスク資源の有効活用

現在、機構では事業本部ごとにシステムが分散しており、各システムのディスク装置はデータの増加分を見越した容量で構成されているため、ディスク容量に対する使用率が高いシステムと低いシステムが混在している。このためディスク装置の使用率をシステム全体として見た場合、ディスク資源を有効に活用できているとはいえない。

本計画の実施においては、各システムの統合により、システム全体で使用する適切な容量のディスク装置を導入することで、更なるディスク資源の有効活用を図る。

ウ プリンタの有効活用

現在、中退共電算システムにおいては、相当量の帳票類を印刷するため、高性能な高速プリンタを用いている。

本計画の実施においては、費用対効果の観点から出力帳票類の棚卸を行い、印刷の要・不要や外部委託化について整理した上で、印刷量に基づいた適切なプリンタ性能の見積もりを行う。

これにより、印刷量の削減とプリンタ性能の適正化、プリンタ資源の有効活用を実現する。

(5) 外部連携先とのデータ伝送の促進

現在、機構では退職金等の振込業務を金融機関への伝送処理により実施しているが、一部の業務においては金融機関等の外部連携先とのデータの授受を磁気テープなどの外部記録媒体により行っている。これら媒体によるデータの授受は、盗難や紛失が発生した場合、情報漏洩等の恐れがあり、セキュリティ上のリスクが存在する。

次期システムにおいては、外部連携先とのデータの授受は基本的に伝送により行うこととする。これにより、媒体によるデータの盗難や紛失、情報漏洩等のセキュリティ面でのリスクを低減するとともに、データ処理の即時性を高める。

2 業務の効率化・合理化

(1) 入力業務手順の簡略化

中退共では、データベースの更新をするための情報をシステム入力する際に、一部の手続については、手書きにより起票した連絡票に基づきパンチ入力を行っている。

本計画の実施により、連絡票に記載する内容を直接端末画面より入力する方式とすることで、連絡票起票とシステム入力業務における二重入力を解消する。また、端末画面より入力する際に、一部のエラーをバッチ処理実施前に検出して警告表示することで、エラー修正等に係る業務処理時間を削減する。

これにより、年間延べ1,500時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(2) 建退共の業務・システム効率化

建退共事業本部では、共済契約者、被共済者向けの各種手続窓口として支部を設置し、各種申請の受付、問合せ対応を実施している。

支部においては、端末システムである「建退共手帳作成システム」と、参照系のオンラインシステムである「建退共 NET」を使用し、共済契約者、被共済者の新規契約及び追加契約、共済手帳の更新、退職金請求業務等に関する申請の受付処理を行っている。ここで受付けた情報は建退共事業本部の特退共被共済者システム、及び建退共契約者システムへ反映する必要があるが、手帳作成システムが単体システムであるため、定期的に締め処理を実施し、FD、MO 等の外部記録媒体に更新情報を出力する必要がある。また「建退共 NET」には支部と事業本部のデータ伝送の仕組みを備えているが、事業本部が申請書原本による最終確認を行うため、支部は頻繁に申請書を郵送する必要がある。さらに、事業本部のシステム（特退共被共済者システム、及び建退共契約者システム）における月ごとまたは半月ごとの処理結果は「建退共 NET」により確認が可能であるが、単体システムである手帳作成システムについても定期的に最新情報を反映する必要がある。

一方、事業本部においては、支部から届いた外部記録媒体の取込作業、申請書の仕分け作業及び特退共被共済者システム、建退共契約者システム、建退共 NET へのデータ反映等の作業を行う必要がある。

なお、特退共被共済者システム、建退共契約者システムはメインフレームで構築されたシステムであり、退職金の計算処理等が月 1～2 回のバッチ処理となっているため、業務処理の状況や最新情報の把握ができない。このことが、支部、事業本部間の問合せが多い要因となっている。

本計画の実施においては、次の通り対応する。

ア 支部端末の統合及びオンライン化

本計画の実施においては、手帳作成システムと建退共 NET 端末を統合し、支部での各種手続処理を本部システムへ即座に反映し、かつ本部システムでの処理状況を支部がオンラインで把握可能な仕組みとする。

これにより支部、事業本部それぞれにおいて、外部記録媒体によるデータ交換に伴う作業及び支部・事業本部間の電話、FAX による問合せ業務を軽減する。

イ 本部システム機能の集約

機構のシステム基盤統合に併せ、特退共被共済者システム、建退共契約者システム、建退共 NET の 3 システムの機能を集約し、各システム間におけるデータ交換作業を解消する。加えてバッチ処理を行っている機能については、各機

能の業務への影響を踏まえ、バッチ処理の実施頻度の向上もしくはオンライン処理化を実現する。

ウ 支部と事業本部間の帳票イメージ伝送の実現

参照系システムである「建退共 NET」に備わっている一部オンライン処理の機能を拡充し、建退共の支部で受付けた申請書類を、OCR 読取処理を行うと同時にイメージ画像として電子化し、端末の画面上で点検処理が行える仕組みを構築する。この仕組みにより、支部で点検処理が完了した入力データとイメージ画像をリアルタイムに事業本部へ送付し、事業本部においても速やかに点検・審査が行えるようにすることで、事務処理の迅速化及びセキュリティの向上を図る。

また、申請書類を電子化することで、文書の管理・保管業務の効率化を図る。

これらの施策の実施により、年間延べ 28,900 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また建退共の各種事務処理期間について、平均 2 日程度の短縮が見込まれる。

エ 共済手帳のバーコード化

建退共支部では、共済手帳更新手続の際、手帳に記載された被共済者番号を手入力しなければならず、また、点検のため、氏名及び前回手帳交付年月等について、端末画面と目視照合しなければならないため、入力・確認に手間がかかるだけでなく、誤入力のリスクがある。

本計画の実施により、手帳発行時に被共済者番号、氏名及び前回交付年月等の情報をバーコードで印字し、更新時にはそれをバーコードリーダーで読み込むことで誤入力を削減し、照合作業を自動化する。

これにより、年間延べ 1,600 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、支部窓口の業務処理時間が短縮され、利用者サービスの向上が見込まれる。

(3) 清退共・林退共の業務・システム効率化

清退共・林退共については、①費用対効果の関係より支部にシステム端末を設置していない、②新規契約、手帳更新業務の一部で独自の業務手順を採用している等の相違点があるものの、多くの業務について、同じ証紙制度を採用している建退共と同一の処理手順で業務を実施しており、退職金計算等についても建退共

と同じく「特退共被共済者システム」を使用している。また、単体システムである「清・林退共システム」の端末を利用し、特退共被共済者システムの情報参照と、共済契約者の各種情報管理を行っている。

清退共・林退共についても、建退共と同様に特退共被共済者システムが月2回のバッチ処理となっていること等が、事務処理に多くの時間を要する原因となっている。

なお、特退共被共済者システムへの情報入力、申請書類の原票をシステム運用委託先業者でパンチ入力しているため、OCR処理に比べてデータ入力が非効率となっている。

ア 業務・システムの共通化

本計画の実施により、システム基盤統合に併せて「清・林退共システム」の機能を整理・統合し、建退共、清退共、林退共のシステム機能を集約し、業務処理手順の共通化を実現する。

イ OCR化を前提とした特退共3事業の帳票統一

清退共、林退共については、同じ証紙制度を採用し類似する申請書類を使用しているため、書式の統一化を実施し共通のOCRシステムを利用することにより、入力業務の効率化を図る。

これらの施策の実施により、清退共、林退共において年間延べ250時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、各種事務処理期間について、平均9日程度の短縮が見込まれる。

(4) 帳票出力方式の見直し

中退共では、中退共電算システムのバッチ処理結果を確認するための処理結果確認用帳票、及び共済契約者等へ発送する通知書等の顧客送付帳票の多くを、中退共電算システムのセンタープリンタにて印刷している。しかしながら、大量の帳票を印刷する必要があるため、印刷能力の高い高価なセンタープリンタを使用せざるを得ず、その経費負担が大きなものとなっている。

本計画の実施においては次の通り対応する。

ア 処理結果確認用帳票の出力削減

ペーパーレス化を考慮し、バッチ処理結果の確認については、端末の画面上より確認可能な仕組みを新たに構築する。これにより帳票による確認を必要とし

ないものについては、センタープリンタからの出力を行わないことにする。

イ 顧客送付帳票出力の外部委託

顧客等へ送付する帳票については、印刷から発送までの作業を外部委託することで、センタープリンタからの出力を行わないこととし、帳票の印刷、仕分け、回付などの業務量を削減する。

この施策については、特退共のシステムにおいても同様に実施することとする。

これらの施策により帳票の印刷、仕分け、回付に要する業務について、年間延べ400時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

同時に、次期システムではセンタープリンタからの印刷量を削減することでプリンタのダウンサイジングを実現し、システムの運用経費の削減を図る。

(5) 移動通算業務・システムの一元化

中小企業退職金共済制度では、中退共制度から特退共制度、特退共制度から中退共制度、あるいは特退共制度内での移動など、移動前の制度で納付した掛金の納付実績を移動先の制度の納付実績に通算することが可能であり、これを移動通算業務として実施している。

本業務の実施においては、事業本部間で掛金月額や納付期間といった情報の授受が行われるが、現状では各システム間の連携がとれていないため、書面による情報の授受、同一情報の二重入力、各システムで計算された結果を照合するための再計算処理などが行われている。また、各システムにて重複した機能を有しているため、プログラム改修時の保守業務が非効率となっている。

本計画の実施により、次期システムにおいては、複数システムに分散した移動通算に関するシステム機能を統合し、共通のシステムを利用できるようにする。これにより、書面による情報の授受、同一情報の二重入力、再計算処理を解消すると共に、保守業務の一元化による経費削減を実現する。

(6) 共済契約者情報の一元管理

現在、共済契約者に関する情報は、中退共では中退共電算システム、建退共では建退共契約者システム、清退共・林退共では清・林退共システムにて管理しているが、これらのシステム間で情報の連携は行っておらず、個別に管理しているため、複数の退職金共済制度に加入している共済契約者が、住所、事業所名称を変更する場合、中退共、建退共、清退共、林退共の各事業本部に対し同様の手続

を行う必要がある。

本計画の実施により、複数の退職金共済制度に加入する共済契約者情報の名寄せを行い、事業本部間で共済契約者情報の一元管理を実施することで、複数の退職金共済制度に加入する共済契約者の住所・事業所名称の変更手続については、一度の申請で行えるようにする。

これにより、複数の退職金共済制度に加入する共済契約者については、住所・事業所名称の変更手続の利便性が向上する。

(7) 各種申請書の様式等の見直し

各共済業務において、利用される各種申請書及び申請書記入方法に関する案内について、以下の施策を行うことにより、共済契約者、被共済者が各種申請手続を容易に行えるようにする。

ア 申請書様式の見直し

共済契約者、被共済者からの記入方法に関する問合せが多い申請書並びに誤記入及び記入漏れなどで機構から共済契約者、被共済者への問合せが多い申請書について、問合せが多く発生する箇所の点検を行い、申請書の書式及び記入案内について引き続き見直しを行う。

イ ホームページ FAQ の拡充、ダウンロード様式の追加

現在、機構ホームページ上では、各種申請書をダウンロード様式として提供し、かつ申請書の記入方法及び問合せが多い事項について FAQ として公開しているが、今後も、ダウンロード様式の追加、FAQ の拡充を継続することにより、利用者サービスの向上を図る。

ウ 機構送付物の案内見直し

機構が送付している共済手帳等の各種送付物に記載されている問合せ先が明確となっていないものもあるため、問合せ案内先を整理し、加入者の利便性及び電話取次ぎ業務の効率化を図る。

3 安全性、信頼性の確保

退職金共済業務は、大量の企業情報及び個人情報扱う業務であること並びに長期間のシステム停止が許されない業務であることを踏まえ、個人情報保護等に万全を期すため、セキュリティポリシーやルールの策定・遵守等の運用管理面において

セキュリティ対策の強化を図る。

(1) セキュリティに関するルールの明文化

現在、機構における各システムの運用に関しては、概ね必要なセキュリティ対策を実施しているものの、各セキュリティ対策の根拠となる機構としての統一的なルールが、個人情報保護に関するもの及び文書管理に関するもの以外は明文化できていない。このため、機構としての統一的なルールに基づいて実施すべきセキュリティ対策が各システムにて個別に実施されている。

本計画の実施においては、現在策定中の「独立行政法人勤労者退職金共済機構セキュリティポリシー（仮称）（以下「情報セキュリティポリシー」という。）」を早急に策定し、情報セキュリティポリシーに準じた情報システムの構築を行うものとする。これにより機構としての統一的なセキュリティ対策を実現する。

なお、以下に示すセキュリティルールについては、情報セキュリティポリシーの中で明文化し、必要な対策の基準を定めるとともにシステム利用者への周知徹底を図るものとする。

- ・ 物理的なアクセスコントロールに関するもの
- ・ 電子的なアクセスコントロールに関するもの
- ・ 情報の持ち出しに関するもの
- ・ データの廃棄方法に関するもの
- ・ データの暗号化に関するもの
- ・ パスワードの発行及び管理に関するもの
- ・ ウイルス対策要件に関するもの
- ・ 情報システムの変更管理に関するもの
- ・ アクセス監視に関するもの
- ・ 事件、事故が発生した場合の報告経路や方法に関するもの

(2) セキュリティに関するルールの周知並びに教育の徹底

情報セキュリティポリシー及び各システム個別のセキュリティ対策の実施手順の中で明文化したルールを、システム利用者へ周知徹底を図り定期的に教育を行うこととする。

(3) 業務委託先のセキュリティ管理

機構業務の委託先に対しては、契約時に機構の情報セキュリティポリシー及び各システム個別のセキュリティ対策の実施手順を遵守するよう、取り決めを交わした上で、定期的に監査を求めるなどの方法により、業務委託先及び業務委託先の職員に対してもセキュリティ管理の徹底を図る。

(4) 業務継続性の確保

退職金共済システムが障害等によりサービスが停止に陥った場合、共済契約者、被共済者へ与える影響が大きいことから、本計画の実施において、以下の施策を行うことにより、業務の継続性確保を実現する。

ア 事業継続計画の策定

非常時・災害発生時に備え、緊急時における運用体制及びマニュアルについて検討を行い、事業継続計画として整備する。

イ システムの信頼性向上

次期システムにおいては、無停電電源装置の導入、必要な機器の二重化などにより、システム全体の信頼性を確保する。その際、共済事業として許容されるサービス停止時間から判断し、過剰なシステム投資にならないよう留意する。

ウ 遠隔地での情報保管

非常時・災害発生時に備え、退職金共済業務システムで管理している情報を、機構から遠隔地の拠点にて重複保管を行う。また、本システムで用いる業務プログラムについても、同様に遠隔地保管を行う。

4 調達における透明性の確保

情報システムに係る経費の削減を図るため、情報システムに係る調達は原則競争入札による分離調達を行うこととする。

なお、調達に当たっては「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007年（平成19年）3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「調達指針」という。）等のガイドラインをもとに、適切な調達を継続的に実施する。

(1) 競争入札への移行

現在、中退共電算システム、特退共電算システムの設計・開発、運用とも随意契約により調達が行われているが、平成18年度より一部の調達について随意契約から競争入札に移行を行っているところであり、今後、情報システムの調達においても、原則として競争入札で行うこととする。

(2) アンバンドル調達の実施

現在、中退共電算システム、特退共電算システムについては、ソフトウェアとハードウェアについてはバンドル調達となっている。本計画により、次期システムの設計・開発においては、「調達指針」をもとに次の通り分離調達する。

- ハードウェアの調達
- ソフトウェアの調達
ソフトウェアの調達については、以下のシステム単位で分離調達を行い、保守については開発した業者が行うものとする。
 - ・ 中退共業務システム（仮称）
 - ・ 特退共業務システム（仮称）
- 工程管理支援業者の調達
- 運用管理業者の調達

(3) 著作権等の知的所有権の明確化

本計画を実施するに当たり、次期システムの設計・開発を行う際は、「調達指針」に基づき、ソフトウェアの著作権等の知的所有権は、原則、機構に帰属するものとする。

(4) 調達管理プロセスの確立

本計画を実施するに当たり、システム開発業務、保守・運用業務、各種委託業務の調達については原則競争入札により行っていくこととする。今後のシステム調達については、信頼性が高く、かつ特定ベンダーに依存しない情報システム、及びサービスを最小限のコストで調達するための調達管理プロセスを、機構として定める必要がある。

本計画の実施により、調達内容の確認・検証、及び調達方法の見直しまでのPDCAサイクルを機構において構築・運用する。

5 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

(1) システム管理体制の見直し

中退共では、これまでシステムを管理する専任の部門が、企画、設計及び開発を行ってきた。一方、特退共においては、システムに関する専任の組織を設置していなかったことから、システムの設計から開発、運用業務全てを外部委託している。

本計画の実施においては、機構の情報システム部門については、中退共・特退共両システムを一元的に管理する専任の組織とする。

これにより、機構全体の情報システム及びシステム管理体制を一元化することで、情報資産の効果的な活用を実現する。

また、システム開発については、外注化を原則としつつ、法令改正に伴う退職金計算のシステム開発等に関しては、制度の安全性・信頼性を確保する観点から引き続き機構のシステム管理部門が実施することとする。

(2) システム管理部門の能力向上

上記を実現するため、システム管理部門においては、情報システムに関する企画力のみならず、プロジェクト管理、外注管理、情報システム監査・評価等に関する能力向上を図る。

第3 最適化工程表

別紙1の通り。

第4 現行体系及び将来体系

別紙2及び別紙3の通り。

最適化効果指標・サービス指標一覧

別紙4の通り。

トップページ（機構）

- └ 新着情報
- └ 機構とは
 - | └ 理事長挨拶
 - | └ 役割
 - | └ 組織図
 - | └ 役員の状況
 - | └ 所在地
 - | └ お知らせ
- └ 制度について
 - | └ 国の退職金制度です
 - | └ 加入のメリット
 - | └ 共済制度に加入するには
 - | └ 適格年金からの移行
- └ 情報公開
 - | └ 情報公開制度について
 - | | └ 公開制度の概要
 - | | └ 法人文書ファイル管理簿
 - | | └ 法令・規程等
 - | └ 法定公開公表事項
 - | | └ 組織に関する情報
 - | | └ 業務に関する情報
 - | | └ 財務に関する情報
 - | | └ 評価及び監査に関する情報
 - | └ 業務・システムの最適化に向けた取り組み
 - | | └ 情報化統括責任者（CIO）補佐官の選任について
 - | | └ 退職金共済業務・システムに係る刷新可能性調査報告書について
 - | | └ 退職金共済業務・システムに係る業務システム最適化計画について
 - | └ その他資料について
 - | | └ 削除対象経費の各年度予算見通し
 - | | └ 役員の報酬等及び職員の給与の水準について
 - | | └ 役員に就いている退職公務員等の状況
 - | | └ 独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況
- └ 個人情報保護について
 - | └ 個人情報保護の取り組みについて
 - | └ 開示・訂正・利用停止請求について
 - | └ 個人情報ファイル簿
 - | └ 法令・規程等
- └ 統計資料
- └ 資産運用
 - | └ 資産運用の基本方針
 - | | └ 資産運用管理体制
 - | | └ 資産運用の状況
 - | | └ 資産運用結果に対する評価
 - | | └ 用語集
- └ 関連法規

①

①

- └ 調達情報
 - | └ 一般競争（指名競争）の参加資格申請のご案内
 - | | (平成17・18・19年度)
 - | | └ 競争参加資格申請のご案内（平成20・21・22年度）
 - | | └ 申請のご案内
 - | | └ 申請書等作成要領
 - | | └ 申請書（建設工事）
 - | | └ 申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - | | └ 申請書（物品製造等）
 - | └ 入札公告
 - | | └ 入札公告
 - | | └ 企画競争公告 採択結果
 - | | └ 公募
 - | └ 売却公告
 - | └ 契約締結状況
 - | | └ 競争入札
 - | | └ 随意契約
 - | | └ 随意契約の基準
 - | | └ 随意契約の見直し計画
 - | | | └ 随意契約の見直し計画
 - | | | └ 随意契約の点検・見直し状況（同一所管公益法人等との契約）
 - | | | └ 随意契約の点検・見直し状況（その他の者との契約）
 - | | | └ 別添 「随意契約事由別 類型早見表」
 - | | | └ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- └ 採用情報
- └ リンク集
- └ ご意見・ご質問
- └ このサイトについて
 - | └ サイトマップ

中退共ホームページサイトマップ

トップページ（中退）

- └ 制度について
 - | └ 制度の概要
 - | └ 制度の特色
 - | └ 加入の条件
 - | └ 掛金
 - | └ 通算制度
 - | └ 退職金
 - └ 退職金
- └ 手続きのご案内
 - | └ 加入手続きを行う場合
 - | └ 月額変更の手続きを行う場合
 - | └ 掛金前納の手続きを行う場合
 - | └ 退職した際の手続きを行う場合
 - | └ 加入証明書の発行
 - └ 納付期限の延長
- └ 適格年金からの引継ぎ
 - | └ 適年引継の概要
 - | └ 移行説明会のお知らせ
 - | └ 無料相談のお知らせ
 - | └ 発表資料
 - | └ 移行シミュレーション
- └ Q & A
 - | └ 制度の概要について
 - | └ 加入について
 - | └ 適格年金制度からの引継について
 - | └ 掛金について
 - | └ 退職金のポータビリティについて
 - | └ 各種手続き・取扱いについて
 - | └ 預金口座振替について
 - | └ 退職手続きについて
 - | └ 退職金について
 - └ 税金について
- └ 情報公開
 - | └ 統計資料
 - | └ 資産運用
 - | └ 財務に関する情報
 - | └ 業務に関する情報
 - | └ 評価及び監査に関する情報
 - └ 個人情報保護の取り組みについて
- └ お知らせ
 - | └ ワンポイント情報
 - | └ 「厚生労働大臣が定める率」についてのお知らせ
 - | └ 広報からのお知らせ
 - | └ 旧様式の「退職金（解約手当金）請求書」による請求受付の終了について
 - | └ 退職金の未請求問題について

②

- └ 退職金試算
 - | └ 退職金のシミュレーション
 - | └ 分割退職金のシミュレーション
 - | └ 「退職金試算依頼書」による試算
 - | └ 退職金計算
 - | └ 基本退職金額表
 - | └ 別表 1
 - └ 別表 2
- └ 事業主の方へ
 - | └ 決め手はここ！
 - └ おしえて中退共！
- └ 従業員の方へ
 - | └ アンケート
 - | └ お得なサービス
 - | └ ダウンロード
 - └ 中退共制度のあらまし
 - └ 手続様式見本集
 - └ 引継関係書類
 - └ 引継金額早見表
 - └ 中小企業退職金共済法・約款
- └ 資料請求
- └ 委託事業主団体の方へ
- └ リンク
- └ 関係団体
 - | └ 関係団体
 - └ 助成自治体
- └ ご意見ご質問
- └ お問い合わせ
 - | └ 退職金の未請求、時効等についてのお問い合わせ
 - | └ 中退共本部お問い合わせ一覧（所在地・案内図）
 - └ 各相談コーナーお問い合わせ一覧（所在地・案内図）
 - | └ 東京相談コーナー
 - | └ 札幌相談コーナー
 - | └ 仙台相談コーナー
 - | └ 富山相談コーナー
 - | └ 名古屋相談コーナー
 - | └ 大阪相談コーナー
 - | └ 広島相談コーナー
 - | └ 福岡相談コーナー
- └ テレホンサービス・コード番号のご案内
- └ このサイトについて
 - └ サイトマップ

②

建退共ホームページサイトマップ

トップページ（建退）

- └制度について
 - | └制度の概要（しくみ、目的等）
 - | └制度の特色
 - | └加入の条件
 - | └共済契約者証
 - | └証紙について
 - | └手帳について
 - | └制度間の移動通算制度
 - └退職金について
- └手続きのご案内
 - | └契約申込みについて
 - | └共済証紙を購入するときは
 - | └労働者が事業所をやめたときは
 - | └退職金を受け取るには
 - | └加入・履行証明について
 - └経営事項審査について
- └退職金試算
 - | └退職金を請求するときは
 - | └退職金試算
 - └税法上の取扱い
- └ダウンロード
 - | └各種申請書
 - | └制度のあらまし
 - | └知ってますか?建退共
 - └労働者用リーフレット
- └情報公開
 - | └統計情報
 - | └月報
 - | └事業年報
 - | └年度別共済契約者・被共済者加入脱退状況
 - └最新データ／年度別データ
 - | └業務に関する情報
 - | └財務に関する情報
 - | └資産運用に関する情報
 - | └評価及び監査に関する情報
 - | └建退共制度に関する実態調査結果 見る/PDF
 - └個人情報保護の取り組みについて
- └Q & A
- └所在地
 - | └本部所在地案内図(地図)
 - | └組織図と主な業務(本部)
 - └都道府県支部所在地(案内図)

③

- └資料等請求方法
 - | └パンフレット等
 - | └現場標識（シール）
 - └源泉徴収票
- └リンク
 - | └関係団体
 - | └建設業協会
 - | └建設産業団体
 - └提携サービス
- └提携サービス
 - | └レンタカー
 - | └ホテル・リゾート
 - | └アミューズメント
 - | └トラベル
 - | └引越し
 - └その他
- └建退共加入事業所情報
- └担当部署一覧
- └ご意見・ご質問
- └サイトマップ
- └このサイトについて
 - | └ガイドライン
 - | └利用規約
- └機構ページ
- └お問合せ
 - └お知らせ

清退共ホームページサイトマップ

トップページ（清退）

└制度について

- | └清酒製造業退職金共済制度の仕組み
- | └清酒製造業退職金共済制度のここに注目

└手続きのご案内

- | └加入するには
- | └加入したら
- | └掛金を納める
- | └退職金を受取る

└退職金試算

└ダウンロード

- | └共済契約者関係
- | └退職金請求関係

└本部支部所在地

- | └全国清退共支部所在地
- | └地域別清退共支部所在地

└情報公開

- | └中期計画・年度計画
- | └決算関係書類
- | └資産運用
- | └統計資料
 - | └事業季報
 - | └都道府県別加入状況
 - | └月次データ、年度別データ

└サービス一覧

└リンク

└ご意見・ご質問

└Q & A

└新着情報

└お知らせ

林退共ホームページサイトマップ

トップページ（林退）

└制度について

- | └林業退職金共済制度の仕組み
- | └林業退職金共済制度のここに注目

└手続きのご案内

- | └加入するには
- | └加入したら
- | └掛金を納める
- | └退職金を受取る

└退職金試算

└ダウンロード

- | └共済契約申込み関係
- | └事務手続き関係
- | └退職金請求関係
- | └一人親方関係
- | └移動通算関係
- | └共済証紙関係
- | └加入・履行証明関係
- | └災害救助法が適用された市区町村に対する特別措置に係る様式
- | └林業退職金共済制度のあらまし

└本部支部所在地

└情報公開

- | └中期計画・年度計画
- | └決算関係書類
- | └資産運用
- | └統計資料
 - └事業季報
 - └都道府県別加入状況
 - └月次データ、年度別データ

└サービス一覧

└リンク

└ご意見・ご質問

└Q & A

└新着情報

└お知らせ

	機 構	中退共	建退共	清退共	林退共	合 計
件 数	44	568	472	4	16	1,104

	件 数
1 共済制度についての要望	8
2 共済制度についての質問	912
契約・更新等について	(255)
退職金関係について	(227)
通算関係について	(40)
法改正等について	(0)
適格年金からの引継ぎ	(16)
証紙の購入の考え方	(45)
証紙の受払について	(36)
証紙関係について	(81)
手続方法等について	(99)
掛金収納について	(58)
制度全般について	(54)
3 資料・様式の請求	40
4 退職金制度等に関する一般的な質問	71
5 ホームページについての照会	11
6 リンクについての照会	11
7 苦情	12
8 情報公開(広報関係)	5
9 その他	34
計	1,104

注 ()内の数字は内訳数である。

平成20年4月3日

「ご利用者の声」19年度集計結果

総務部総務課

平成19年4月から平成20年3月までの集計

本部別	相談センター・コーナー別	回答数	問題解決					職員の対応					特記事項	
			非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	非常によかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	全くよくなかった	お礼意見	苦情意見
中退共本部	事業推進部 相談センター	26	17	6	2	0	0	20	5	0	1	0	11	1
	札幌 相談コーナー	11	3	6	0	0	0	5	5	0	0	0	5	0
	仙台 相談コーナー	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
	富山 相談コーナー	3	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
	名古屋 相談コーナー	77	50	23	1	0	0	59	15	0	0	0	26	1
	大阪 相談コーナー	22	10	11	1	0	0	10	11	0	0	0	7	0
	広島 相談コーナー	16	12	4	0	0	0	11	5	0	0	0	3	0
	福岡 相談コーナー	20	12	7	0	0	0	12	4	1	0	0	3	0
建退共本部	相談コーナー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		178	108	59	4	0	0	121	47	1	1	0	56	2

注) 「問題の解決」「職員の対応」とともに未記入の場合があるため回答数とは一致しない。

適格退職年金制度から中退共制度への移行について

● 背景

- ・ 退職金の受給権の保護
- ・ 財政状況の悪化による積立不足の深刻化
- ・ 退職後、老後に対する生活保障への支援強化

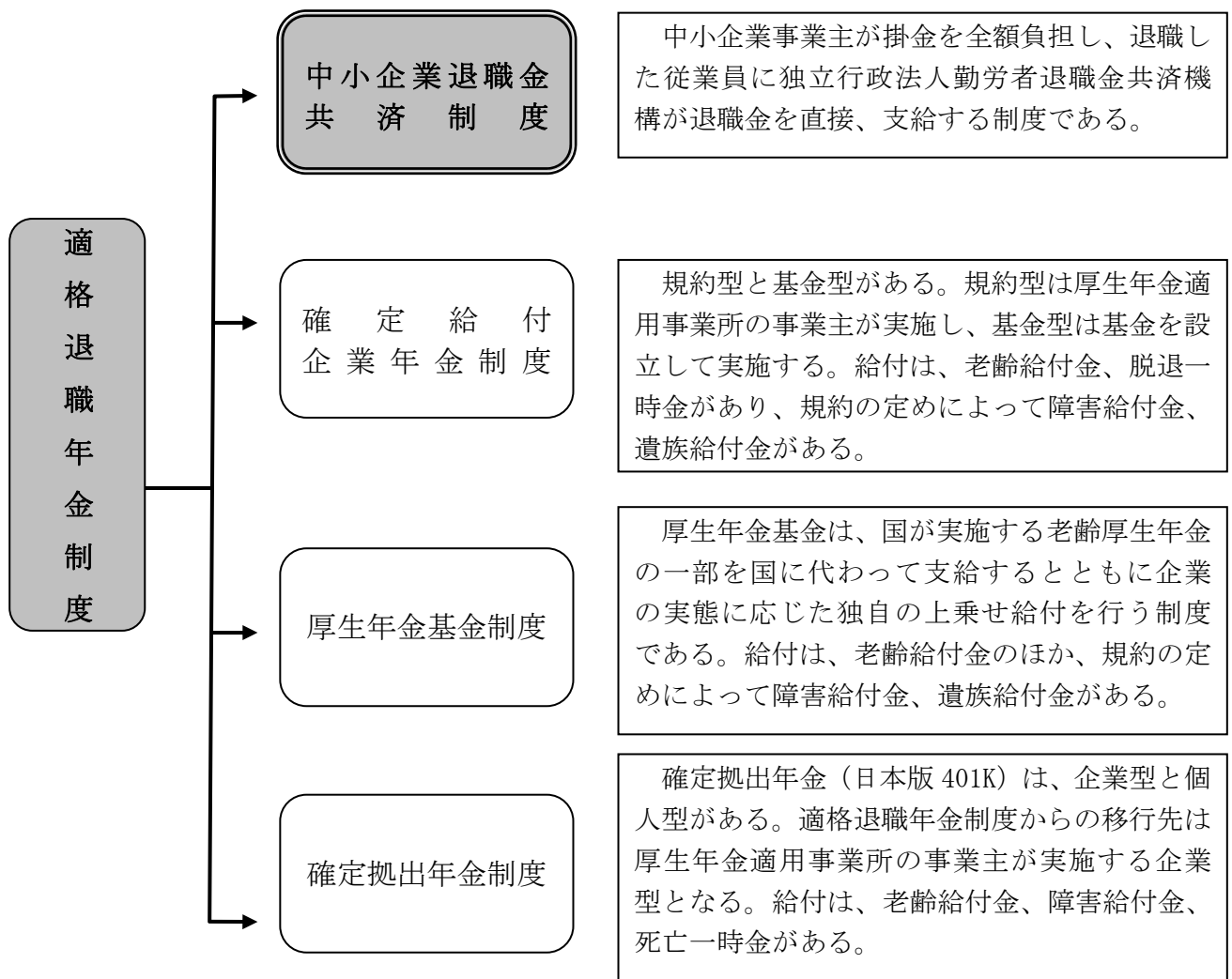
● 確定給付企業年金法の施行

上記を踏まえ、確定給付企業年金法が施行（平成 14 年 4 月 1 日）され、受給権の保護を図る観点等から、適格退職年金制度は平成 24 年 3 月 31 日までに下記の他制度へ移行するなどの対応が必要となった。

移行については、積立義務・受託者責任の明確化及び情報開示等その実施に係る難しい課題を抱え、移行が困難になる中小企業者が想定されるため、移行先の選択肢として中退共制度が認められた。

また、法改正により、平成 17 年 4 月から中退共制度へ移行時の通算月数を 120 月以内とする上限が撤廃され、被共済者持分額の全額を中退共へ移換することが可能となった。

● 移行が可能な制度



緑の雇用担い手育成対策事業

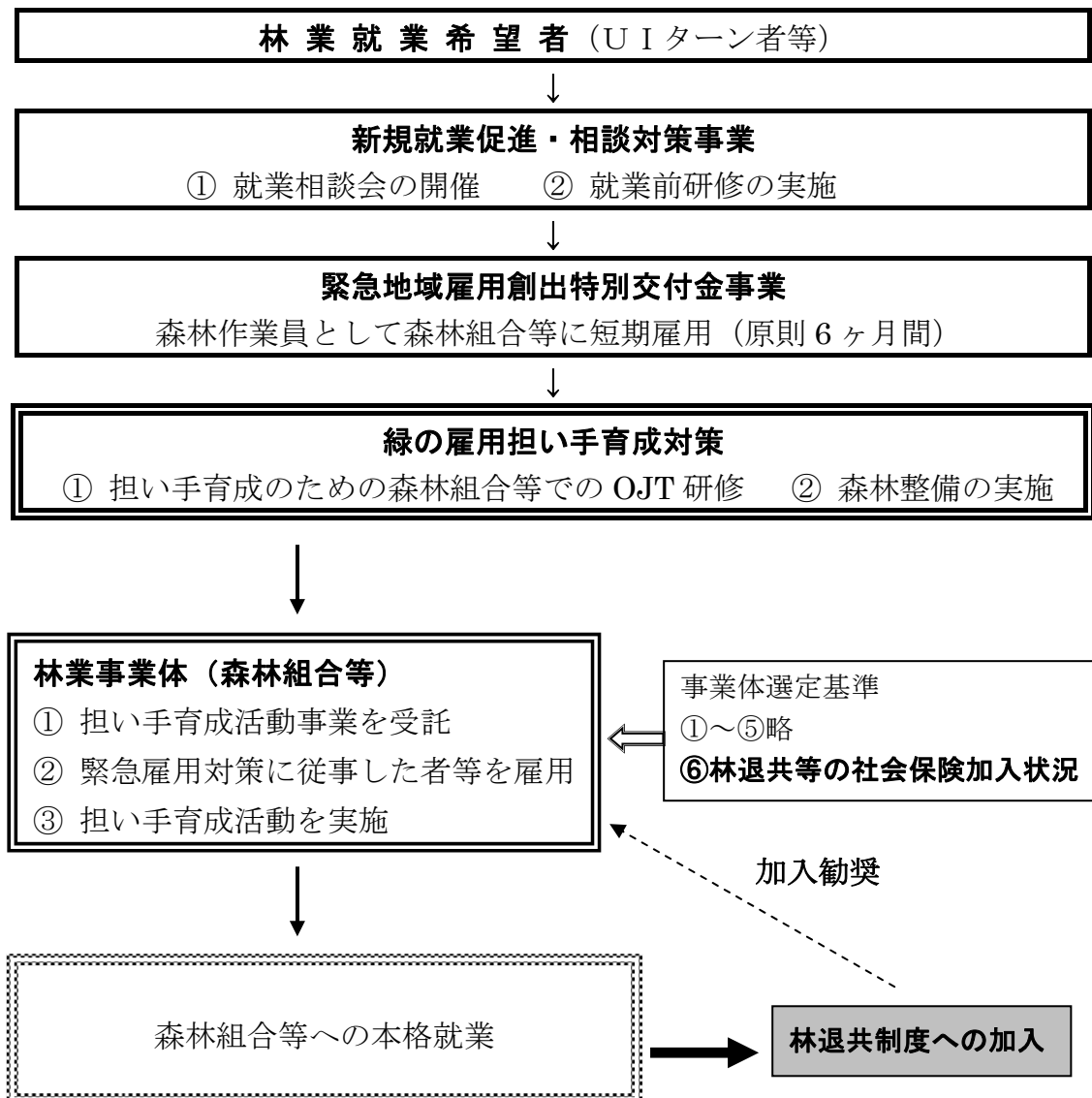
1. 主旨

緊急雇用対策で森林作業に従事した者を本格雇用へと誘導し、基幹的な林業就業者として地域への定着を図る。これにより、雇用対策の強化を通じて経済・社会構造の変革に備えたセーフティ・ネットを構築するとともに、地球温暖化防止を担う森林整備の担い手の確保・育成を図る。

2. 事業内容

森林整備に係る雇用対策・担い手対策に意欲的に取り組んでいる地域において、緊急雇用対策により森林作業に従事した者を対象として、本格的に森林の整備等を担うことができる能力を付与するため約1年間のOJT研修等を実施する。

◇ 緑の雇用担い手育成対策等のフロー



平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）において累積欠損金は平成 5 年度末に 4 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 3,230 億円となった。これは、責任準備金を計算する基礎となる予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 10 条第 3 項における予定利率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 14 年 11 月に予定運用利回りが 3.0% から 1.0% に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 545 億円、16 事業年度 400 億円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 2,284 億円に縮小している。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・中期計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 11 日、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の審議においても、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用並びに経費節減に更なる努力を行う必要があるとの意見が提出された。これを踏まえて、同月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年1%

② 年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法

年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法は、上記(2)の厚生労働省労働基準局長通知において示された以下の処理方法による。

(i) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

(ii) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

③ 責任準備金推計値

別表のとおり。

ただし、責任準備金の推計に当たって必要となる加入者数、脱退者数、平均掛金月額・月額変更件数、月額変更による平均増加額等は過去10年間のデータから推計することを原則とした。なお、適格退職年金(以下「適年」という。)からの引継金収入については、平成17年度から引継金の上限が撤廃されたことによる増要因、平成23年度における引継終了時の一時的増要因を見込み、かつ、過去のデータは3年分しかないため、過去の平均値を踏まえ16年度末適年契約総数の3割弱が中退共に移管するものと見込んでいる。

④ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 27 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画策定期間を念頭に置いて定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 3 期中期計画終了時の 29 年度末までの 13 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、上記 1 (2) の労働政策審議会意見の趣旨を踏まえると、予定運用利回り 1.0%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額の 2 倍に相当する収益が必要となることから、2.2%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための具体的措置

(1) 収益改善の方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

パンフレット・ポスター等の広報資料の配布及びホームページの活用により共済制度の周知広報を実施するとともに、関係官公庁及び関係事業主団体等に対し共済制度に関する記事の広報誌等への掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

機構が委嘱した相談員、普及推進員、事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な共済制度の周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、適年制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨、説明会等を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適年を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

また、委託運用機関の選定・評価を適切に行うことなどにより、当該機関の運用パフォーマンスに留意しつつ委託費用の節減に努める。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	3,280,370
18	3,329,801
19	3,378,789
20	3,426,741
21	3,473,595
22	3,518,423
23	3,575,284
24	3,566,657
25	3,555,012
26	3,540,034
27	3,523,355
28	3,502,931
29	3,478,945
30	3,451,611

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 2,137 百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 43 条第 5 項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 15 年 10 月に予定運用利回りが 2.1%から 0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 366 百万円、16 事業年度 120 百万円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 1,650 百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近 3 か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成 17 年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 30 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 4 期中期計画終了時の 34 年度末までの 18 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 1,650 百万円を 18 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 92 百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 92 百万円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 460 百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

平成 19 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

【 一般の中小企業退職金共済事業 】

① 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.28%	46.5%	3.36%	46.2%	-0.08%
国内株式	-28.84%	25.5%	-28.05%	25.6%	-0.79%
外国債券	0.10%	12.7%	0.52%	12.8%	-0.42%
外国株式	-17.27%	15.3%	-16.80%	15.4%	-0.47%
合計	-10.36%	100.0%	-8.82%	100.0%	-1.54%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係る各資産の割合(国内債券18.0% 国内株式10.0% 外国債券5.0% 外国株式6.0%)に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

② 自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)

資産区分	① 決算 運用利回り	② 参考指標	①-②
有価証券等	1.75%	1.53%	0.22%

- (注) 1. 自家運用のうち預金、投資不動産、長期貸付金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 19年3月末~20年2月末の単純平均)である。
(自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。)

【建設業退職金共済事業（給付経理）】

① 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.22%	67.2%	3.36%	58.3%	－0.15%
国内株式	－27.74%	14.6%	－28.05%	19.5%	0.32%
外国債券	0.41%	8.0%	0.52%	9.6%	－0.11%
外国株式	－17.09%	7.3%	－16.80%	9.6%	－0.29%
短期資産	2.02%	2.9%	0.45%	3.0%	1.56%
合計	－4.08%	100.0%	－4.01%	100.0%	－0.07%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託)に係る割合(国内債券 15.8%、国内株式 5.3%、外国債券 2.6%、外国株式 2.6%、短期資産 0.8%)に基づき再計算した構成比である。

5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
- ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
- ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)

7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

② 自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)

資産区分	① 決算運用利回り	② 参考指標	①－②
有価証券等	1.36%	1.53%	－0.17%

(注) 1. 自家運用のうち預金、長期貸付金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。

2. 参考指標は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:19年3月末～20年2月末の単純平均)である。

(自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。)

※保有している有価証券等の20年3月末額面加重平均利率は1.58%である。

【建設業退職金共済事業（特別給付経理）】

① 委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.72%	64.8%	3.36%	59.1%	0.35%
国内株式	-29.07%	15.4%	-28.05%	18.9%	-1.01%
外国債券	-0.11%	8.0%	0.52%	9.4%	-0.64%
外国株式	-15.78%	8.2%	-16.80%	9.4%	1.01%
短期資産	-0.14%	3.6%	0.45%	3.2%	-0.60%
合計	-3.82%	100.0%	-4.14%	100.0%	0.32%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託）に係る割合（国内債券 18.8%、国内株式 6.0%、外国債券 3.0%、外国株式 3.0%、短期資産 1.0%）に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
 - ・ 短期資産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

② 自家運用（有価証券）

資産区分	① 決算運用利回り	② 参考指標	①－②
有価証券	1.44%	1.53%	-0.09%

- (注) 1. 自家運用のうち預金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。
2. 参考指標はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：19年3月末～20年2月末の単純平均）である。
（自家運用（有価証券）に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。）
- ※保有している有価証券の20年3月末額面加重平均利率は1.47%である。

【 清酒製造業退職金共済事業（給付経理）】

① 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.63%	69.6%	3.36%	47.0%	0.26%
国内株式	-26.23%	14.3%	-28.05%	26.8%	1.82%
外国債券	1.02%	8.6%	0.52%	13.1%	0.50%
外国株式	-15.84%	7.4%	-16.80%	13.1%	0.96%
合 計	-3.42%	100.0%	-4.21%	100.0%	0.79%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は、期末の時価構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託)に係る資産の割合(国内債券 7.2%、国内株式 4.1%、外国債券 2.0%、外国株式 2.0%)に基づき再計算した構成比である。

5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
- ・ 国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
- ・ 外 国 株 式 モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル
(KOKUSAI、円換算、配当込み、GROSS)

7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

② 自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)

資産区分	①決算運用利回り	②参考指標	①-②
有価証券等	1.17%	1.53%	-0.36%

(注) 1. 自家運用のうち預金、長期貸付金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。

2. 参考指標は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 19年3月末~20年2月末の単純平均)である。

(自家運用に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。)

※保有している有価証券等の20年3月末額面加重平均利率は1.41%である。

【 清酒製造業退職金共済事業（特別給付経理）】

自家運用(有価証券)

資産区分	①決算運用利回り	②参考指標	①－②
有価証券	1.17%	1.44%	－0.27%

(注) 1. 自家運用のうち預金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。

2. 参考指標は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(国債中期:19年3月末～20年2月末の単純平均)である。

(自家運用に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。)

※保有している有価証券の20年3月末額面加重平均利率は1.15%である。

【 林業退職金共済事業 】

① 委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.78%	85.7%	3.36%	80.6%	0.42%
国内株式	-25.86%	8.0%	-28.05%	11.5%	2.19%
外国債券	0.87%	6.3%	0.52%	7.9%	0.35%
合計	0.53%	100.0%	-0.07%	100.0%	0.60%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末の時価構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用(金銭信託)に係る割合(国内債券 18.3%、国内株式 2.6%、外国債券 1.8%)に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

② 自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)

資産区分	① 決算 運用利回り	② 参考 指標	①－②
有価証券等	1.29%	1.53%	-0.24%

- (注) 1. 自家運用のうち預金についてはパフォーマンス比較に適さないことから除いている。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:19年3月末～20年2月末の単純平均)である。
(自家運用(有価証券・財政融資資金預託金)に係るベンチマークは基本方針等に定めていない。)

※保有している有価証券等の20年3月末額面加重平均利率は1.59%である。

添付資料⑩－1、添付資料⑩－2、添付資料⑩－3、添付資料⑩－4の
「平成18 事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書」は
当ホームページ「資産運用」の「資産運用結果に対する評価」に掲載してあります。

<http://www.taisyokukin.go.jp/assets/assets04.html>